

**令和 5 年度
食料・農業・農村白書
概要**

**令和 6 年 5 月
農林水産省**

目次

令和5年度 食料・農業・農村の動向

特集	食料・農業・農村基本法の検証・見直し	……1
	1 食料・農業・農村基本法の見直しの経緯	
	2 食料・農業・農村基本法制定後の情勢の変化と今後20年を見据えた課題	
	3 食料・農業・農村基本法の見直しに向けて	
トピックス		……20
	1 食料安全保障の強化に向け、構造転換対策や地域計画の策定を推進	……21
	2 「物流の2024年問題」への対応を推進	……23
	3 農林水産物・食品の輸出を促進	……24
	4 農業分野におけるカーボン・クレジットの取組拡大を推進	……25
	5 スマート農業技術の導入による生産性の高い農業を推進	……26
	6 農業と福祉の課題を解決する「農福連携」を推進	……27
	7 令和6年能登半島地震への対応を推進	……28
第1章	食料安全保障の確保	……30
	1 食料自給率と食料自給力指標	
	2 国際的な食料需給と我が国における食料供給の状況	
	3 食料供給のリスクを見据えた総合的な食料安全保障の確立	
	4 円滑な食品アクセスの確保と合理的な価格の形成に向けた対応	
	5 食料消費の動向	
	6 新たな価値の創出による需要の開拓	
	7 グローバルマーケットの戦略的な開拓	
	8 消費者と食・農とのつながりの深化	
	9 国際的な動向に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保	
	10 国際交渉への対応と国際協力の推進	

第2章 環境と調和のとれた食料システムの確立 ……39

- 1 みどりの食料システム戦略の推進
- 2 気候変動への対応等の環境政策の推進
- 3 バイオマスや再生可能エネルギーの利活用の推進
- 4 持続可能な食品産業への転換と消費者の理解醸成の促進

第3章 農業の持続的な発展 ……46

- 1 農業生産の動向
- 2 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保
- 3 生産現場を支える多様な農業人材や主体の活躍
- 4 農業経営の安定化に向けた取組の推進
- 5 担い手への農地集積・集約化と農地の確保
- 6 農業の成長産業化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備
- 7 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化
- 8 スマート農業技術等の活用による生産・流通現場のイノベーションの促進
- 9 知的財産の保護・活用の推進
- 10 農業生産資材の安定確保と国産化の推進
- 11 動植物防疫措置の強化
- 12 農業を支える農業関連団体

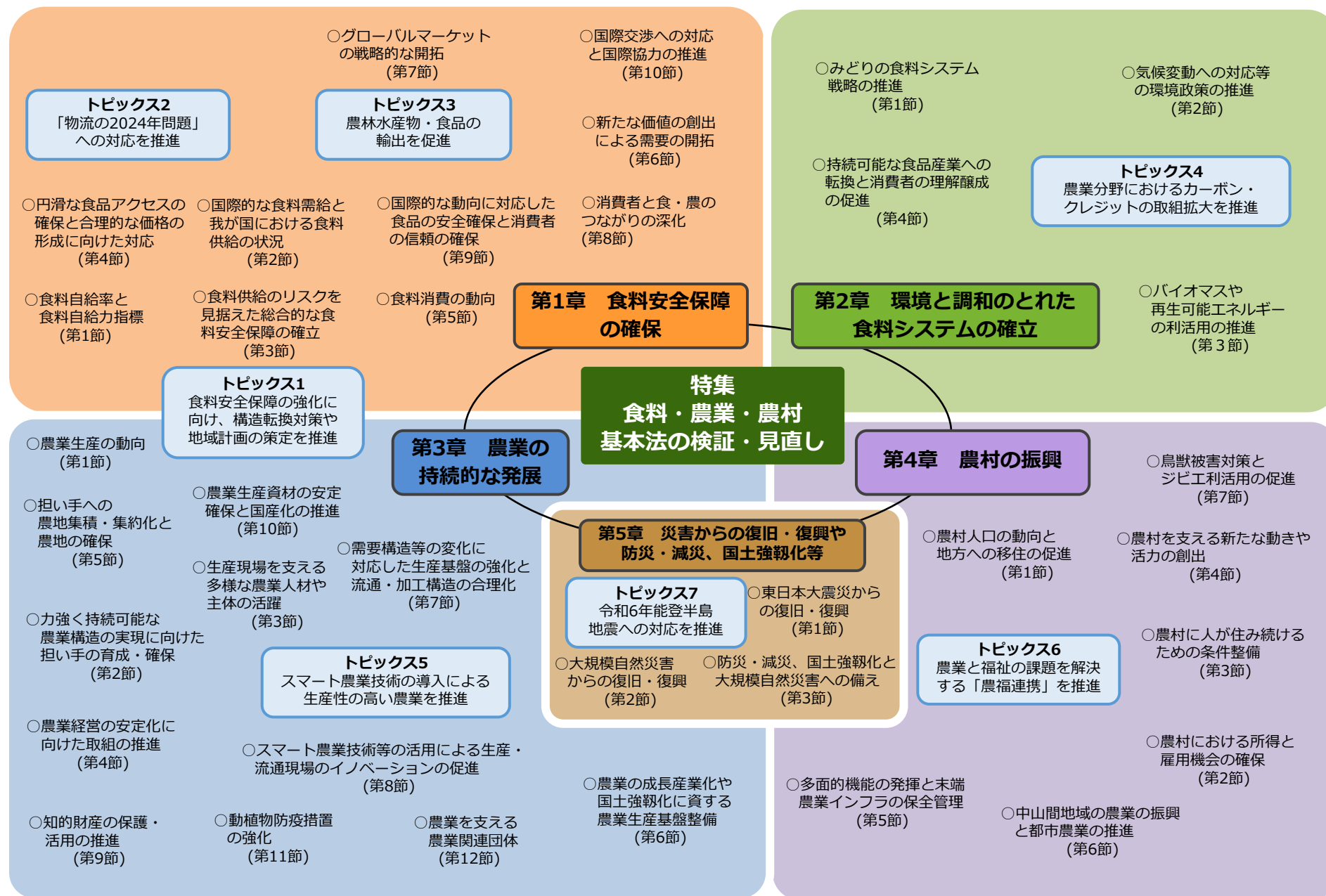
第4章 農村の振興 ……62

- 1 農村人口の動向と地方への移住の促進
- 2 農村における所得と雇用機会の確保
- 3 農村に人が住み続けるための条件整備
- 4 農村を支える新たな動きや活力の創出
- 5 多面的機能の発揮と末端農業インフラの保全管理
- 6 中山間地域の農業の振興と都市農業の推進
- 7 鳥獣被害対策とジビエ利活用の促進

第5章 災害からの復旧・復興や防災・減災、国土強靱化等 ……68

- 1 東日本大震災からの復旧・復興
- 2 大規模自然災害からの復旧・復興
- 3 防災・減災、国土強靱化と大規模自然災害への備え

令和5年度食料・農業・農村白書の記載項目に係る俯瞰図

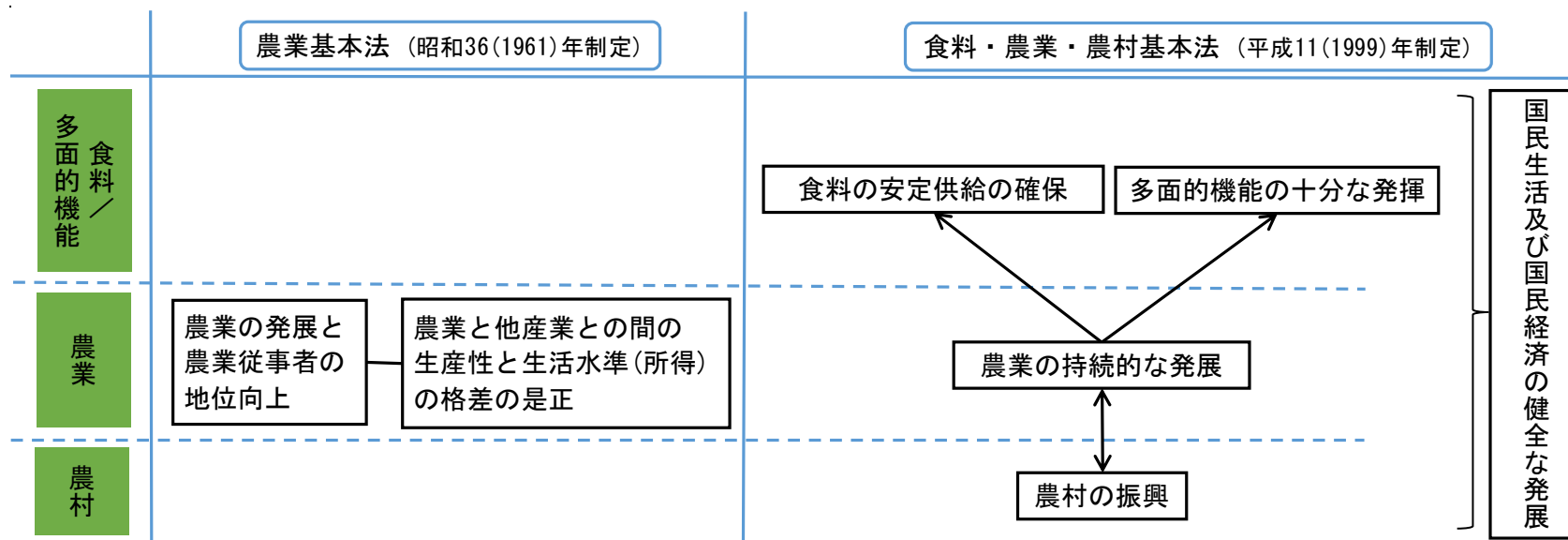


特集
**食料・農業・農村基本法の
検証・見直し**

基本法制定から四半世紀が経過する中、食料安全保障上のリスクが顕在化

- 食料・農業・農村基本法(以下「現行基本法」という。)の制定から四半世紀が経過する中、我が国の食料・農業・農村は、制定時には想定していなかった、又は想定を超えた情勢の変化や課題に直面
- 具体的には、(1)世界的な人口増加に伴う食料争奪の激化、気候変動による食料生産の不安定化に起因する食料安全保障上のリスクの高まり、(2)地球温暖化、生物多様性といった環境等の持続可能性に配慮した取組への関心の高まり、(3)国内の人口減少に先駆けて農村人口が急激に減少する中で、農業者の急減等による食料供給を支える力への懸念の高まり等が見られ、大きな歴史的転換点に立脚

食料・農業・農村基本法の基本理念



資料：農林水産省作成

基本法検証部会において現行基本法の検証・見直しを実施し、2023年9月に答申を取りまとめ

- 2022年9月に、農林水産大臣から食料・農業・農村政策審議会に諮問。「基本法検証部会」において、有識者からのヒアリングや施策の検証を行い、学識経験者や生産者、食関連事業者、関係団体等の様々な分野の委員による活発な議論を実施
- 全国11ブロックで地方意見交換会を実施するとともに、Webサイト等を通じた国民からの意見募集を行い、広く国民の声を聴きながら検討を進め、2023年9月に答申を取りまとめ

現行基本法制定以降、食料・農業・農村をめぐる内外の情勢は大きく変化

- 現行基本法制定以降、食料・農業・農村をめぐる内外の情勢は大きく変化
- 特にロシアによるウクライナ侵略等により、世界の食料生産・供給は不安定化
- また、現行基本法制定後、環境保全や持続可能性をめぐる国際的な議論は大きく進展し、農業や食品産業と持続可能性との考え方も大きく変化
- 現行基本法の基本理念が前提としていた状況が大きく変わりつつあり、新たな課題も発生

世界の食料生産・供給の不安定化の事例

干ばつによる不作



洪水による浸水



害虫の大発生



* 写真の撮影者は、ラチャグリット・タンヤジャラットポー氏

* © FAO/Sven Torfinn

家畜伝染病の発生



* 写真の出典は、防衛省
資料：農林水産省作成

感染症による流通の混乱



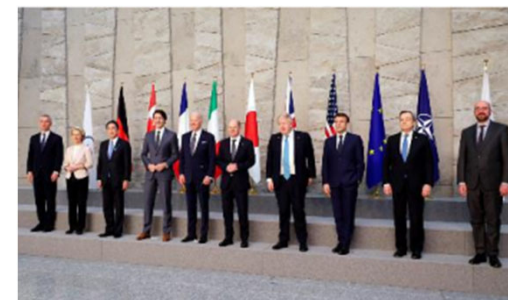
* 写真の出典は、独立行政法人
農畜産業振興機構

肥料需給の逼迫



世界情勢の変化により食料安全保障に係る地政学的リスクが高まり

- 近年、新型コロナウイルス感染症のまん延、エネルギー価格の高騰、気候変動、紛争等による複合的リスクが顕在化。そのような中、ロシアによるウクライナ侵略等により、黒海経由の穀物輸出の停滞、国際的な小麦相場や肥料原料価格の高騰といった世界の食料供給が一層不安定化
- 地政学的な情勢の不安定化は、輸入依存度の高い我が国の食料供給に深刻な影響を及ぼす可能性



ウクライナ情勢をめぐり2022年3月に開催されたG7首脳会合
資料：首相官邸ホームページ
URL：https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/actions/202203/24g7.html

食料安全保障に関する国際的な議論が進展

- FAO(国際連合食糧農業機関)は、世界規模で食料問題に関する議論が行われた1996年の世界食料サミットにおいて、食料安全保障について「全ての人が、いかなる時にも、活動的で健康的な生活に必要な食生活上のニーズと嗜好を満たすために、十分に安全かつ栄養ある食料を、物理的にも社会的にも経済的にも入手可能である」ことと定義

FAOにおける食料安全保障の定義

【FAOにおける食料安全保障の定義】

食料安全保障は、**全ての人**が、**いかなる時**にも、活動的で健康的な生活に必要な食生活上の**ニーズと嗜好**を満たすために、**十分に安全かつ栄養ある食料を**、**物理的にも社会的にも経済的にも入手可能**であるときに達成される。

【食料安全保障の四つの要素】

Food Availability(供給面)
適切な品質の食料が十分に供給されているか。

Utilization(利用面)
安全で栄養価の高い食料を摂取できるか。

Food Access(アクセス面)
栄養ある食料を入手するための合法的、政治的、経済的、社会的な権利を持ち得るか。

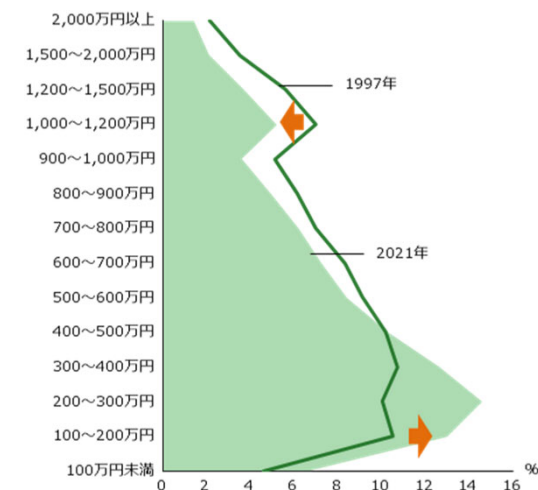
Stability(安定面)
いつ何時でも適切な食料を入手できる安定性があるか。

資料：農林水産省作成

経済的理由により十分な食料を入手できない人が増加しているほか、食料を届ける力が減退

- 1990年代以降、非正規雇用の増加等により、低所得者層が増加。所得が200万円未満の世帯割合の増加が見られており、経済的理由により十分な食料を入手できない者が増加
- いわゆる「物流の2024年問題」の影響と併せて、食品流通に支障が生じる懸念が高まっている。また、国内市場の縮小の影響は、特に過疎地で顕在化・深刻化しており、「買い物困難者」が増加

所得金額階級別世帯数の相対度数分布の変化

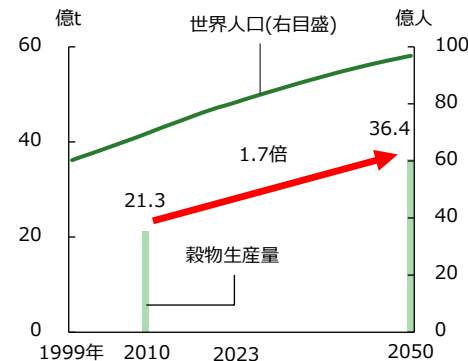


資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」を基に農林水産省作成

世界人口の増加等に伴い食料需要が増大している一方で、気候変動や異常気象の頻発化等により食料生産が不安定化

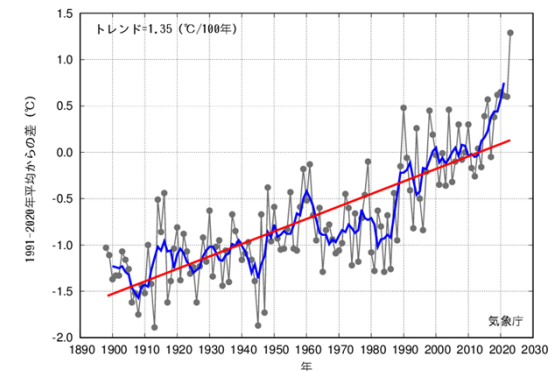
- 1999年当時に約60億人であった世界人口は、2023年には80億1千万人、2050年には約97億人になると推計。人口増加に対応し、世界の穀物生産量も増加
- 地球温暖化の影響により、高温、干ばつ、大規模な洪水等の異常気象が頻発し、2000年代に入ってから、毎年のように世界各地で局所的な不作が発生。世界的な食料生産の不安定化が助長されており、穀物価格の高騰と暴落が繰り返されるようになっている。

世界人口と穀物生産量の見通し



資料：国際連合「World Population Prospects 2022」、農林水産省「2050年における世界の食料需給見通し」（2019年9月公表）を基に農林水産省作成
注：世界人口は国際連合の推計値

我が国の年平均気温偏差

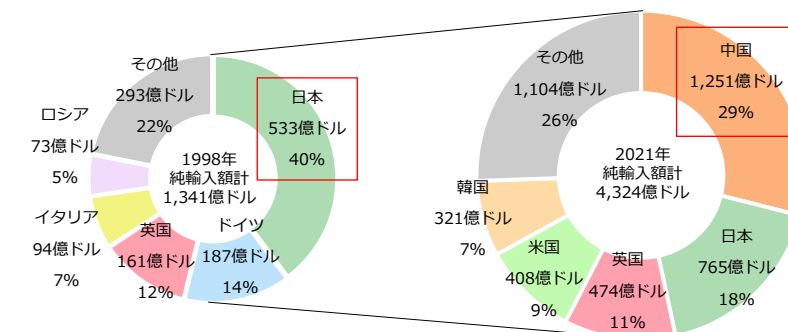


資料：気象庁「日本の年平均気温偏差の経年変化(1898～2023年)」(2024年1月公表)
注：赤の直線は、長期変化傾向。平均気温の基準値は、1991～2020年の平均値

食料の輸入大国が新たに現れる状況において、輸入価格は上昇し、安定的な輸入にも懸念

- 我が国では約30年にわたるデフレ経済下で経済成長が著しく鈍化したのに対し、世界的には中国やインド等の新興国の経済が急成長。今後我が国の経済的地位は更に低下することが予想
- 我が国が輸入に大きく依存している穀物、油糧種子、肥料や飼料等の農業生産資材の調達競争が激化しており、世界中から必要な食料や農業生産資材を思うような条件で調達できない状況となってきた。

農林水産物純輸入額の国・地域別割合

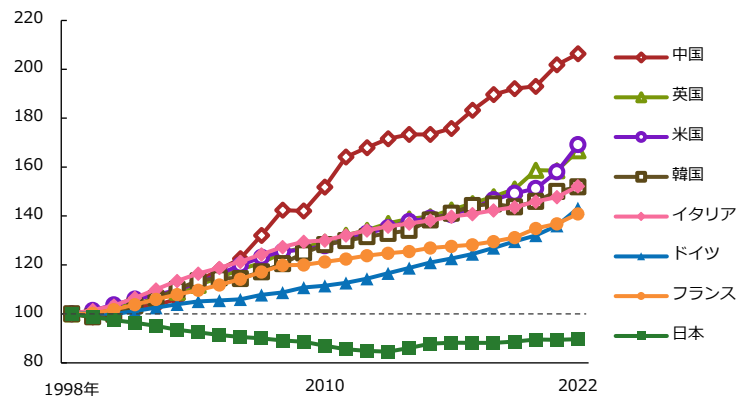


資料：S&P Global「Global Trade Atlas」を基に農林水産省作成
注：経済規模とデータ制約を考慮して対象とした41か国・地域のうち、純輸入額(輸入額－輸出額)がプラスとなった国・地域の純輸入額を集計したもの

約30年にわたるデフレ経済下で安売りの常態化や、サプライチェーン全体を通じて食品価格を上げることが敬遠する意識が醸成・固定化される中、価格形成機能の問題が顕在化

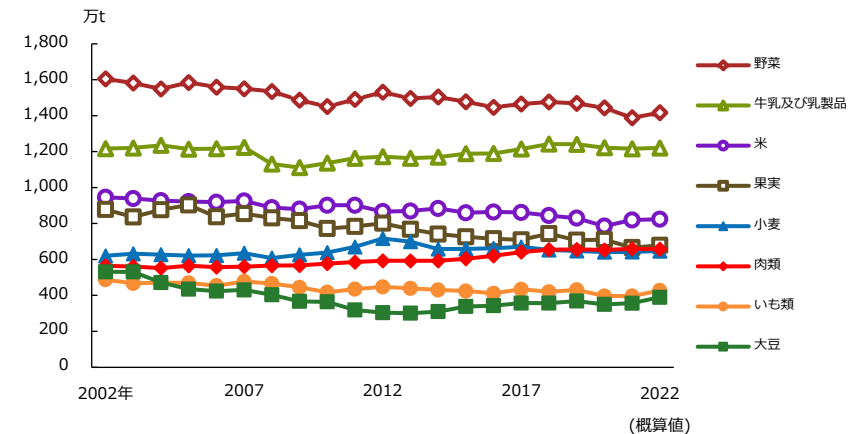
- 約30年にわたるデフレ経済下で、国内の農産物・食品価格はほとんど上昇しないまま推移。消費者も低価格の食料を求め、安売り競争が常態化し、サプライチェーン全体を通じて食品価格を上げることが敬遠する意識が醸成・固定化。生産コストが増加しても価格を上げることができない問題が深刻化し、農産物や生産資材の価格が急騰した際にも製品価格に速やかに反映できず、事業継続にも関わる事態が生じている。
- 他品目に比べ、農外収入が大きく、兼業主体の生産構造や他作物への転換が進まなかった稲作を始め、生産サイドにおいては、その需要に合わせた対応が必ずしもできていない状況
- 長期にわたるデフレ経済下で、価格の安さによって競争する食品販売が普遍化し、その結果、価格形成において生産コストが十分考慮されず、また、生産コストが上昇しても販売価格に速やかに反映することが難しい状況を生み出している。

主要国におけるGDPデフレータ



資料：世界銀行「経済に関するデータ」を基に農林水産省作成
 注：1) GDPデフレータとは、名目GDPを実質GDPで除して算出される、国内要因による物価動向を示す指標
 2) 1998年を100とする指数

主要な農畜産物の需要量(国内消費仕向量)

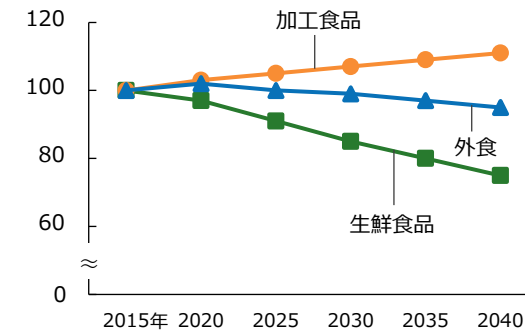


資料：農林水産省「食料需給表」

人口減少・高齢化に伴い国内市場が縮小

- 我が国の人口は2008年をピークに減少に転じており、今後とも人口減少や高齢化により、食料の総需要と1人当たり需要の両方が減少することが見込まれ、国内の食市場が急速に縮小していくことが避けられない状況
- 少子化や高齢化の進展により単身世帯が増えることも見込まれ、家庭で直接又は調理を経て消費される生鮮食品から調理済み等の加工食品に需要がシフトすることが予想

食料消費支出の将来推計



資料：農林水産政策研究所「我が国の食料消費の将来推計(2019年版)」

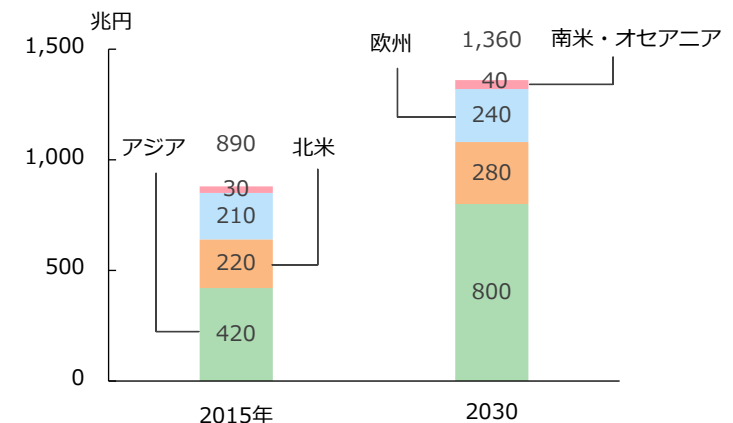
注：1) 2015年を100とする指数

2) 生鮮食品は、米、生鮮魚介、生鮮肉、牛乳、卵、生鮮野菜、生鮮果物の合計。
加工食品は、生鮮食品と外食以外の品目

世界人口の増加に伴い、国際的な食市場は拡大傾向

- 世界人口の増加に伴い、国際的な食市場は拡大傾向にあり、主要国・地域の飲食料マーケット規模は2015年から2030年にかけて1.5倍になると予測
- 特にアジア地域は、世界の経済発展の中心地であり、高所得者層の増加等により、日本食が受け入れられ、我が国の農産物や加工食品の需要も高まりつつある状況
- 持続的な成長とリスク分散、農業の生産基盤の維持の観点から、国内市場だけでなく海外市場も視野に入れた農業・食品産業への転換を推進していく必要

世界主要34か国・地域の飲食料市場規模



資料：農林水産政策研究所「世界の飲食料市場規模の推計」(2019年3月公表)

注：主要34か国・地域は、2015年のGDP上位20か国(日本を除く。)のほか、これらに含まれないEU加盟国の上位5か国及びAPEC参加国・地域の上位10か国・地域を加えた国・地域

農業が有する環境・持続可能性への負の影響への関心が高まり。環境に配慮した持続可能な農業を主流化する政策の導入が進展

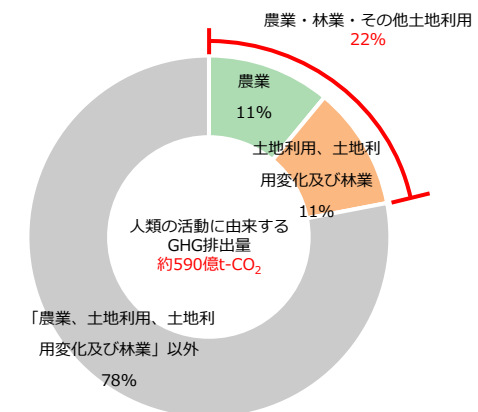
- 地球環境の保全や貧困問題の解消といった持続的な社会・経済の形成に向けた国際的な議論が進展
- 食料供給が地力の維持や自然景観の保全等の生態系サービスに与える悪影響を最小化していくことが重要という考え方が国際的に浸透
- 農業が環境に負の影響を与え、持続可能性を損なう側面もあるという前提に立ち、農林業由来の温室効果ガスの排出削減、環境への負荷の低減に取り組むことにより、環境に配慮した持続可能な農業を主流化することが必要
- 我が国においても2021年に「みどりの食料システム戦略」(以下「みどり戦略」という。)が策定され、2022年にみどりの食料システム法が制定され、農業の環境負荷低減を図る取組が進められている。

地球環境問題リスクとして指摘されている事項

主な項目	気候変動・生物多様性への影響
施肥(肥料)	・ 過剰施肥による一酸化二窒素の発生、水質悪化 ・ 肥料の生産・調達に伴う化石燃料の使用
防除(農薬)	・ 不適切な農薬の使用による生物多様性の損失
農業機械・加温施設等	・ 化石燃料の使用による二酸化炭素の発生 ・ 農業機械作業による土壌の鎮圧
プラスチック資材等	・ 廃棄段階での処理 ・ 製造段階における燃料燃焼 ・ マイクロプラスチックによる海洋生物等への影響 ・ 不適切な処理等による生態系の攪乱
家畜飼養	・ 牛等反すう動物の消化管内発酵によるメタンの発生 ・ 家畜排せつ物処理に伴うメタン、一酸化二窒素の発生 ・ 硝酸態窒素による水質汚染
圃場管理	・ 水田土壌等からのメタンの発生 ・ 土壌粒子の流亡等による水質汚濁、富栄養化

資料：農林水産省作成

世界の農林業由来のGHG排出量



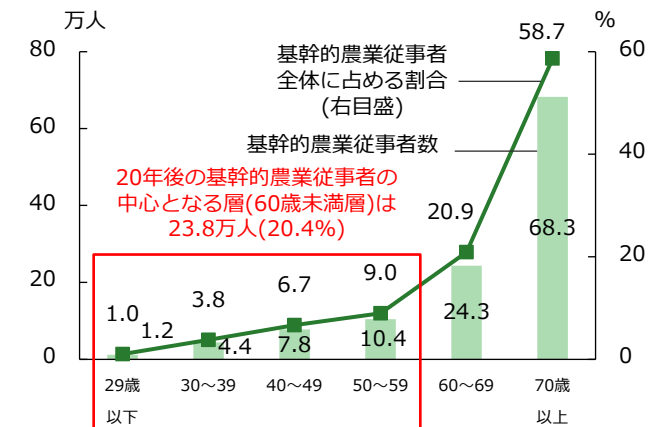
資料：IPCC「Climate Change 2022: Mitigation of Climate Change」(2022年4月公表)を基に農林水産省作成

注：1) 2019年の推定値
2) 排出量は二酸化炭素換算

我が国の人口減少は、農村で先行し、農業者の減少・高齢化が著しく進展

- 我が国の人口減少は、農村で先行し、農業者の減少・高齢化が著しく進展
- 基幹的農業従事者数は、2000年の約240万人から2023年には約116万人と半減し、その年齢構成のピークは70歳以上層となっている。20年後の基幹的農業従事者の中心となる60歳未満層は、全体の約2割の23.8万人程度にとどまっている。

年齢別の基幹的農業従事者数



資料：農林水産省「令和5年農業構造動態調査」を基に作成

注：1) 2023年2月1日時点の数値

2) 「基幹的農業従事者」は、15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者

スマート農業技術等の生産性向上等に資する技術革新が進展。一方で、実証プロジェクトにおいてスマート農業機械等の導入コスト等の課題が判明

- スマート農業技術を始め、農業の生産性向上等に資する技術革新が進展。今後、農業者が減少する中、食料の供給基盤の維持を図っていくとともに、生産性の高い農業を確立するためには、デジタル変革の進展を踏まえ、スマート農業を一層推進していくことが重要
- 2019年度からスマート農業実証プロジェクトを全国217地区で推進し、作業時間の大幅な削減効果が明らかになったほか、危険な作業や重労働、現場のはり付きからの解放といった効果や、環境負荷低減によるみどり戦略の実現への貢献を確認。一方で、スマート農業機械等の導入コストの高さやそれを扱える人材の不足、従来の栽培方式にスマート農業技術をそのまま導入してもその効果が十分に発揮されないこと、スマート農業技術の開発が不十分な領域があり開発の促進を図る必要があること等の課題が判明

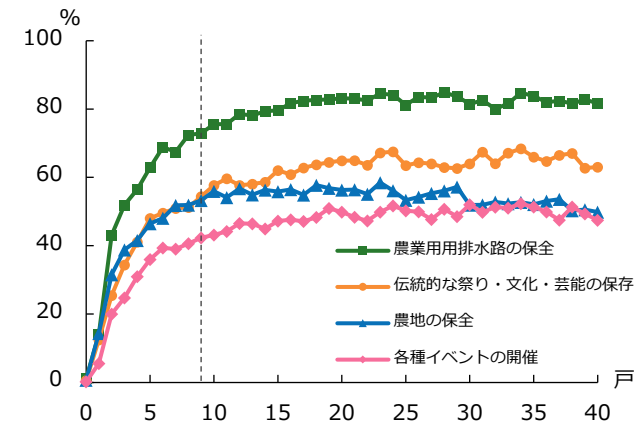


ドローンを活用した農薬散布
資料：ヤマハ発動機株式会社

農村人口の減少や集落の縮小により農業を支える力が減退

- 農村では都市に先駆けて人口減少・過疎化が進行
- 集落機能の維持に支障を来す事態も生じており、集落内の戸数が9戸以下になると用排水路の管理や農地の保全等の集落が担ってきた共同活動が著しく減退するといった状況も見られている。
- 農村人口の減少や集落機能の低下は食料安全保障上のリスクとして認識されるべき課題となっている。

総戸数別の集落活動の実施率

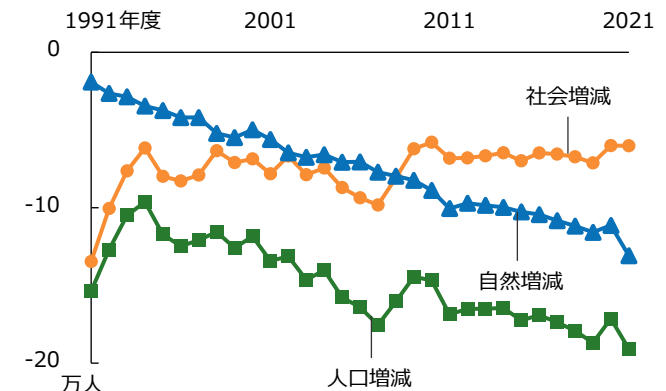


資料：農林水産政策研究所「日本農業・農村構造の展開過程-2015年農業センサスの総合分析-」(2018年12月公表)を基に農林水産省作成

過疎地域では社会減を上回る規模で自然減が進行することが予想。これまで集落による共同活動により支えられてきた農業生産活動の継続性が懸念

- 過疎地域では、特に中山間地域での高齢化が顕著であること等を背景として、2009年度以降、社会減より自然減が大きくなっている。今後、農村への移住等により社会減が一定程度緩和されたとしても、それを上回る規模で自然減が進行することが予想
- これまで集落の共同活動により支えられてきた農業生産活動の継続が懸念される状況
- 特に農村に一定の住民がいることを前提にこれまで地域で支えてきた用排水路や農道といった末端の農業インフラの保安全管理等への対応が課題

過疎地域における要因別の人口増減



資料：総務省「令和3年度版 過疎対策の現況」(2023年3月公表)を基に農林水産省作成

「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」を決定

- 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部では、2023年6月に、現行基本法の見直しに当たり、特に基本的施策の追加又は見直しが必要となっている事項について、政策の方向性を整理した「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」を決定し、(1)平時からの国民一人一人の食料安全保障の確立、(2)環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換、(3)人口減少下でも持続可能で強固な食料供給基盤の確立といった新たな三つの柱に基づく政策の方向性を明記

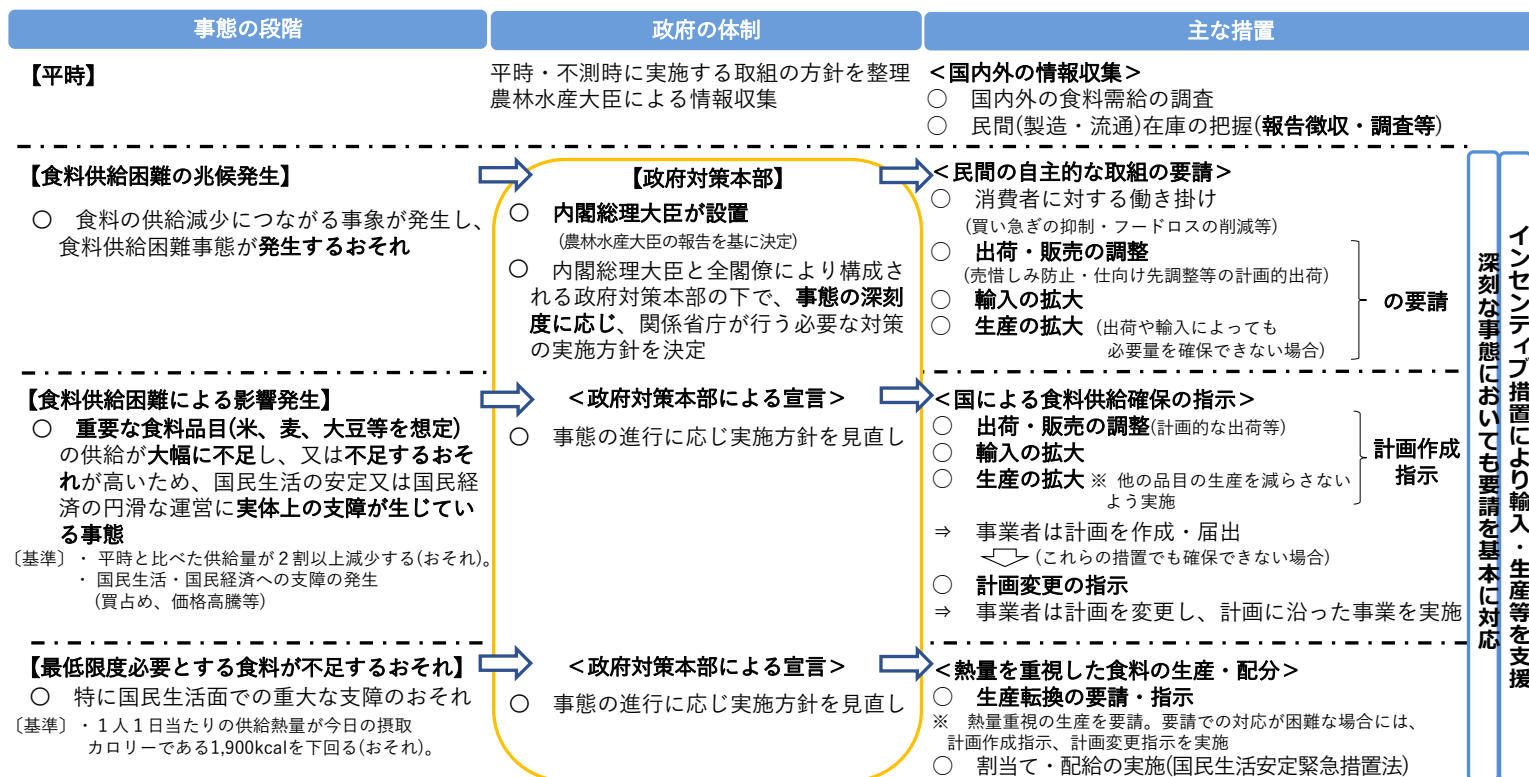
「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」の概要

平時からの国民一人一人の食料安全保障の確立	人口減少下でも持続可能で強固な食料供給基盤の確立
○ 食料安全保障の定義 食料安全保障を国民一人一人がいつでも食料を容易に入手可能な状態にすることと定義し、平時からの食料安全保障を確保 ○ 輸入リスクの軽減に向けた食料の安定供給の強化 小麦・大豆、加工・業務用野菜、米粉用米等の国内農業生産の増大や飼料、肥料等の生産資材の確保を図るとともに、輸入の安定確保や備蓄の有効活用等も重視 ○ 海外市場も視野に入れた産業に転換 輸出拡大により農業・食品産業の生産基盤を確保 ○ 適正な価格形成に向けた食料システムの構築 持続可能な食料システムの構築に向けて、できる品目から、生産から加工・流通・販売までの各段階で適正な価格形成の実現 ○ 全ての国民が健康的な食生活を送るための食品アクセスの改善 買い物困難者等や、経済的理由により十分な食料を入手できない者も健康な食生活が送れるよう地域の食品事業者による供給体制を整備	～急激な農業者の減少下で食料供給を行える農業の確立～ ○ 人口減少下でも生産を維持する供給基盤の確立 ・農村の人口が急減する中で、離農する経営体の農地の受け皿となる経営体等(担い手)の育成・確保 ・農業法人等の経営基盤の強化 ・地域の話合いを基に、担い手に加え、多様な農業人材も参加して地域の農地を保全・管理し、持続的な生産につなげる。 ○ スマート農業等による生産性の向上 ・スマート技術の活用により生産性を向上し、食料供給を確保 ・農業経営体を経営・技術等でサポートするサービス事業者の育成・確保 ○ 家畜伝染病・病害虫、防災・減災等への対応強化、知的財産の保護 等 ～農村人口減少の中での農村集落機能の維持～ ○ 農村コミュニティの維持 ・イノベーションによるビジネス創出や情報基盤整備等により都市から農村への移住、関係人口の増加等を図る。 ○ 農村インフラの機能確保 ・集落機能の低下が懸念される地域においても、農業生産に不可欠な農業水利施設等の維持管理を図る。
環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換	
○ 環境と調和のとれた食料システムの確立 ・環境負荷低減等を行う持続的な農業を主流化 ・農業生産、加工、流通、小売を含む食料システム全体でグリーン化	

不測時における食料安全保障を強化

- 世界的な食料需給の変化や生産の不安定化等により、食料供給が大幅に減少するリスクが高まっていることを踏まえ、不測時の対応根拠となる法制度を検討。「不測時における食料安全保障に関する検討会」において、その基本的な考え方として、(1)農業者を始めとする事業者の自主的な取組を基本とすること、(2)食料の供給不足が予想される段階から対策を講じ、食料供給不足が国民生活や国民経済に与える影響を早期に防止すること、(3)食料の供給確保対策は、事態の進行に合わせて段階的に追加していくこと等を整理し、2023年12月に取りまとめ
- これを受け、政府は、米穀、小麦、大豆その他の国民の食生活上又は国民経済上重要な食料の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれが高い事態に対応するため、食料供給困難事態対策本部の設置、当該食料等の安定供給の確保のための出荷若しくは販売の調整又は輸入若しくは生産の促進の要請等の措置を定める「食料供給困難事態対策法案」を第213回通常国会に提出

不測時の食料安全保障の強化のための新たな法的枠組み



資料：食料安定供給・農林水産業基盤強化本部資料を基に農林水産省作成

国民一人一人の食料安全保障を確立

- 食料安全保障について、国全体としての食料の確保(食料の安定供給)に加えて、国民一人一人が食料を入手できるようにすることを含むものへと再整理

輸入リスクの軽減に向け、食料の安定供給を強化

- 小麦・大豆、加工・業務用野菜、米粉用米等の国内農業生産の増大や飼料、肥料等の農業生産資材の確保を図るとともに、輸入の安定確保や備蓄の有効活用等を図ることとしている。

輸出促進を、国内の農業生産基盤の維持に不可欠なものとして位置付け

- 人口減少に伴い国内市場が縮小する中で、輸出の促進については、国内の農業生産基盤の維持を図るために不可欠なものとして政策上位置付けることとしている。

全ての国民が健康的な食生活を送るための円滑な食品アクセスの確保を推進

- 幹線物流について、パレット化やモーダルシフト等の促進や、物流の生産性向上に向けた商慣行の見直しや物流標準化・効率化の推進、荷主企業等の行動変容を促す仕組みの導入を進めることとしている。
- 消費地内での地域内物流、特に中山間地域でのラストワンマイル物流について、関係省庁と連携しながら、地方公共団体、スーパーマーケット、宅配事業者等と協力し、食品アクセスを確保するための仕組みを検討
- 福祉政策、孤独・孤立対策等を所管する関係省庁と連携し、物流体制の構築、寄付を促進する仕組みといった生産者・食品事業者からフードバンク・こども食堂等への多様な食料の提供を進めやすくするための仕組みを検討

買い物支援の事例

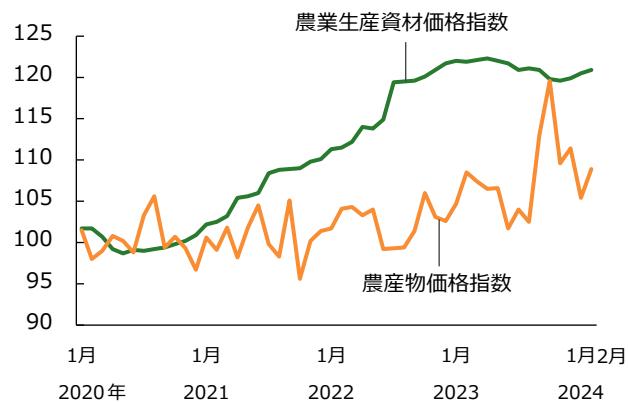


「NPO法人とともに」では、移動式販売による買い物支援と併せ、高齢者の見守り活動を実施(島根県)
資料：NPO法人とともに

合理的な価格の形成に向けた対応を推進

- 農産物の価格は、品目ごとにそれぞれの需給事情や品質評価に応じて形成されることが基本。一方、流通段階での厳しい価格競争といった様々な要因で農業生産資材等のコスト上昇分を適切に取引価格に転嫁することが難しい状況
- 農産物価格指数の上昇率は、農業生産資材価格指数の上昇率と比べて緩やかな動きで推移。農業生産資材の価格高騰は、生産者等の経営コストの増加に直結し、最終商品の販売価格に適切に転嫁できなければ、食料安定供給の基盤自体を弱体化させるおそれ
- 持続可能な食料供給を実現するためには、生産だけでなく、流通、加工、小売等のフードチェーンの各段階の持続性が確保される必要
- 農林水産省では2023年7月に「フェアプライスプロジェクト」を立ち上げ、合理的な価格の形成による持続可能な食料供給の実現に向けた理解と共感を深めるための広報活動を実施。また、2023年8月に「適正な価格形成に関する協議会」を設立。適正取引を推進するための仕組みについて、統計調査の結果等を活用し、関係者の合意の下でコスト指標を作成し、各段階で価格に転嫁されるようにするなど、取引の実態・課題等を踏まえ構築することとしている。

農業生産資材価格指数と農産物価格指数



資料：農林水産省「農産物価統計調査」

注：1) 2020年の平均価格を100とした各年各月の数値
2) 2023、2024年は概数値

生産コストの「見える化」の事例

(単位：円)

品名	生産出荷に係る資材等別上昇額(1ケース当たり)						1ケース当たり 上昇額
	肥料	農薬	出荷資材	光熱動力費	労働賃金	運賃	
ピーマン	26.3	9.1	9.7	5.7	38.1	5.0	93.9
結球レタス	160.3	2.8	39.2	2.0	54.0	8.0	266.3
はくさい	25.9	8.4	17.4	1.7	10.0	10.0	73.4
かんしょ	33.3	7.6	9.3	4.5	27.1	6.0	87.9
れんこん	53.3	1.9	23.0	7.5	31.9	6.0	123.6
春メロン	86.8	12.4	20.6	3.1	52.1	10.0	185.0

全国農業協同組合連合会茨城県本部は、価格転嫁の理解促進に向けて、主要品目・作型別に生産費の上昇額の試算表を作成し、取引先に説明するなど、生産コスト上昇の「見える化」を推進(茨城県)

資料：全国農業協同組合連合会茨城県本部

注：2023年6月時点の試算値

環境と調和のとれた食料システムの確立を位置付け

- 生産から加工、流通・販売まで食料システムの各段階で環境への負荷の低減を図ることが重要であることを踏まえ、環境と調和のとれた食料システムの確立を図っていく旨を位置付けることとしている。
- 農業・食品産業における環境への負荷の低減に向けて、みどりの食料システム法に基づいた取組の促進を基本としつつ、最低限行うべき環境負荷低減の取組を明らかにし、各種支援の実施に当たっても、そのことが環境に負荷を与えることにならないように配慮していくこととしている。
- 食料システム全体で環境負荷低減の取組を進めやすくなるよう、(1)環境負荷低減の取組の「見える化」の推進、(2)脱炭素化の促進に向けたＪークレジット等の活用、(3)食品事業者等の実需者との連携や消費者の理解の醸成を図ることとしている。

クロスコンプライアンスで求める 最低限行うべき環境負荷低減の取組



適正な施肥

例) ・肥料の使用状況の記録・保存
・作物の生育や土壌養分に応じた施肥等



適正な防除

・農薬の使用状況の記録・保存
・農薬ラベルの確認・遵守、農薬の飛散防止等



エネルギーの節減

・電気・燃料の使用状況の記録・保存等



悪臭・害虫の発生防止

・家畜排せつ物の適正な管理等



廃棄物の発生抑制・循環利用・適正処分

・プラスチック製廃棄物の削減や適正処理等



生物多様性への悪影響の防止

・病害虫の発生状況に応じた防除の実施等



環境関係法令の遵守等

・営農時に必要な法令の遵守
・農作業安全に配慮した作業環境の改善等

安定的な有機農業生産の事例



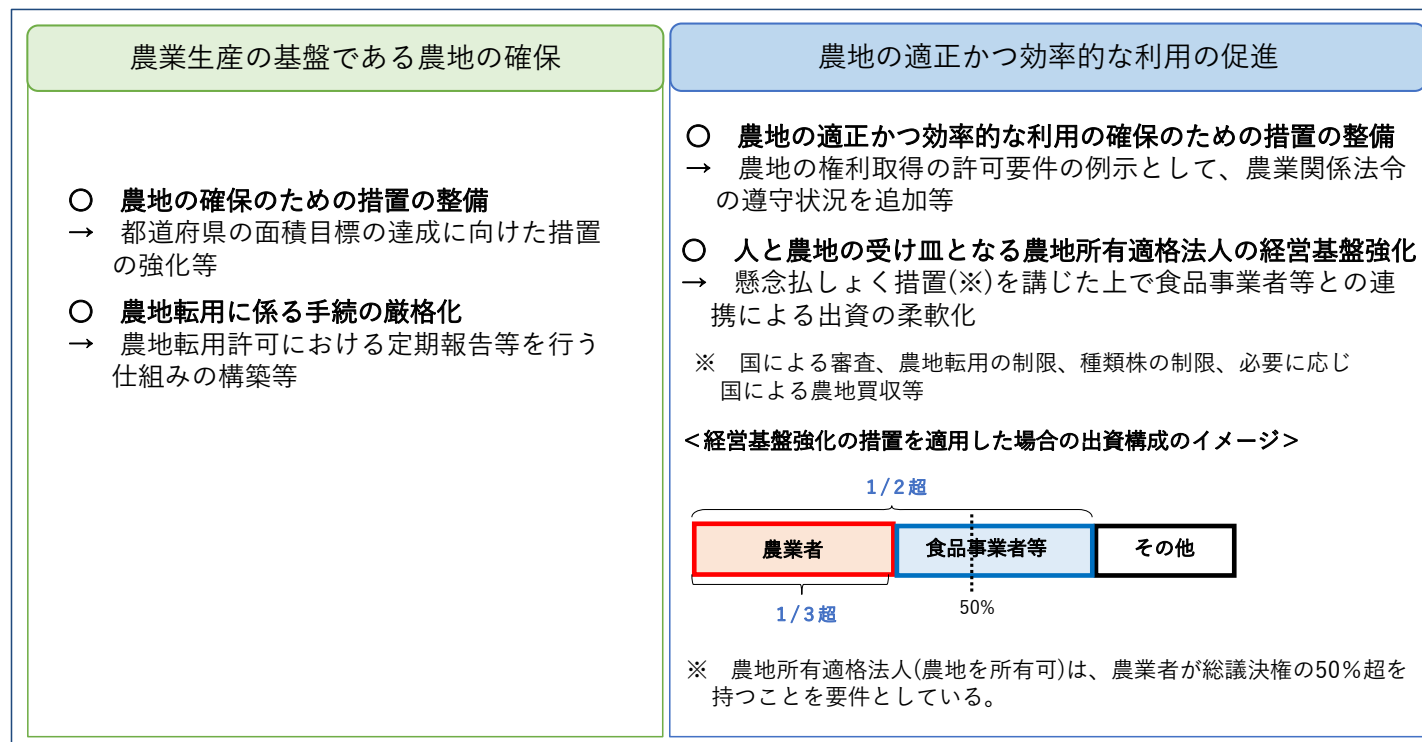
くらぶち草の会は、農薬や化学肥料に頼らない野菜作りを実践するとともに、販売事業者との契約栽培により有機農産物の販路を確保し、多くの新規就農者が定着(群馬県)

資料：くらぶち草の会

農地の確保と適正・有効利用を推進

- 目標地図を含む地域計画に基づき、目標地図上の受け手に対する農地の集約化等を着実に進めるほか、我が国の食料安全保障を強化するため、国が責任を持って食料生産基盤である農地を確保するとともに、その適正かつ効率的な利用を図る必要
- 政府は、(1)国及び都道府県において確保すべき農用地の面積の目標の達成に向けた措置の強化、(2)農地の違反転用に対する措置の強化、(3)農地所有適格法人の食品事業者等との連携による経営の発展に関する計画の認定制度の創設等の措置を講ずることを内容とする「食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律案」を第213回通常国会に提出

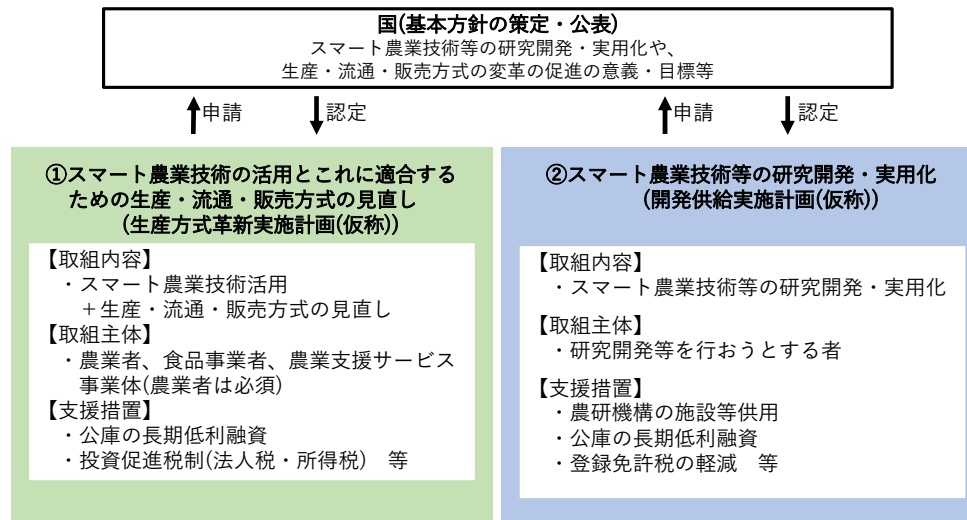
食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための 農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律案の概要



スマート農業技術の導入による生産性の高い農業への転換を推進

- 農業の生産性の向上を図るため、スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入に関する計画並びにスマート農業技術等の開発及びその成果の普及に関する計画の認定制度を設け、これらの認定を受けた者に対する公庫による貸付けの特例等の措置を講ずることを内容とする「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律案」を、第213回通常国会に提出
- スマート農業技術の導入効果を十分に発揮するため、生産現場において、スマート農業技術を活用した農業支援サービス事業者等と連携しながら、スマート農業技術に適合した栽培体系の見直し等の生産・流通・販売方式への転換を促進
- 国が主導で実装まで想定した重点開発目標を明確にした上で、これに沿って研究開発等に取り組むスタートアップ等の事業者に対する農研機構の施設供用等を通じた産学官連携の強化により研究開発を促進

スマート農業技術の活用促進のための法的枠組み



資料：農林水産省作成

自動収穫ロボットの事例



inaho株式会社は、規格化や通路幅拡張等を行った圃場に対応した、アスパラガスの自動収穫ロボットを開発し、若手農業者の参入を促進(神奈川県)
資料：inaho株式会社

農村集落機能を維持するため、農村コミュニティの維持や農村インフラの機能確保に向けた取組を推進

- 農村に関わりを持つ人材を増やすため、6次産業化や農泊といった地域の資源を活用した農山漁村発イノベーションによる事業の創出を推進
- 中山間地域等において、農村RMOの形成を推進するほか、棚田の振興を始め、地域に「活力」を創出するための社会貢献やビジネスの展開を図る企業の活動を後押しし、企業と地域との相互補完的なパートナーシップの構築を推進することとしている。
- 中山間地域における農地保全のための地域ぐるみの話合い、農地の粗放的な利用、基盤・施設整備等にきめ細やかに取り組めるよう支援し、農村の持続的な「土地利用」を推進することとしている。
- 農村の振興について、「地域社会の維持」を図っていくほか、鳥獣害対策や農福連携等について明確化することとしている。

地域課題の解決に向けた取組の事例



YAMAGATA DESIGN株式会社は、産学官連携による農業人材育成・確保や観光等の街づくり事業を展開(山形県)
資料：YAMAGATA DESIGN株式会社

地域一体となった共同活動により多面的機能の発揮を促進

- 農業・農村は、国土の保全、水源の涵養、良好な景観の形成などの多面的機能を有しており、これを適切かつ十分に発揮させるためにも、農業生産活動の継続に加えて、共同活動による地域資源の保全を図ることが重要
- 日本型直接支払について、農業・農村の人口減少等を見据えた上で、持続可能で強固な食料供給基盤の確立が図られるよう、具体化を図ることとしている。

第213回通常国会に食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案を提出

- 第213回通常国会に、食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案を提出
- 近年における世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行、我が国における人口の減少その他の食料、農業及び農村をめぐる諸情勢の変化に対応し、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等を図るため、基本理念を見直すとともに、関連する基本的施策等を定めるための改正を行うこととしている。

食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案の概要

食料安全保障の確保

- (1) 基本理念について、
 - ①「食料安全保障の確保」を規定し、その定義を「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態」とする。
 - ②国民に対する食料の安定的な供給に当たっては、農業生産の基盤等の確保が重要であることに鑑み、国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで、農業及び食品産業の発展を通じた食料の供給能力の維持が図られなければならない旨を規定
 - ③食料の合理的な価格の形成については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品事業者、消費者その他の食料システムの関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない旨を規定
- (2) 基本的施策として、
 - ①食料の円滑な入手(食品アクセス)の確保(輸送手段の確保等)、農産物・農業資材の安定的な輸入の確保(輸入相手国の多様化、投資の促進等)
 - ②収益性の向上に資する農産物の輸出の促進(輸出産地の育成、生産から販売までの関係者が組織する団体(品目団体)の取組促進、輸出の相手国における需要の開拓の支援等)
 - ③価格形成における費用の考慮のための食料システムの関係者の理解の増進、費用の明確化の促進等を規定

環境と調和のとれた食料システムの確立

- (1) 新たな基本理念として、食料システムについては、食料の供給の各段階において環境に負荷を与える側面があることに鑑み、その負荷の低減が図られることにより、環境との調和が図られなければならない旨を規定
- (2) 基本的施策として、農業生産活動、食品産業の事業活動における環境への負荷の低減の促進等を規定

農業の持続的な発展

- (1) 基本理念において、生産性の向上・付加価値の向上により農業の持続的な発展が図られなければならない旨を追記
- (2) 基本的施策として、効率的かつ安定的な農業経営以外の多様な農業者による農地の確保、農業法人の経営基盤の強化、農地の集団化・適正利用、農業生産の基盤の保全、先端的な技術(スマート技術)等を活用した生産性の向上、農産物の付加価値の向上(知財保護・活用等)、農業経営の支援を行う事業者(サービス事業者)の活動促進、家畜の伝染性疾病・有害動植物の発生予防、農業資材の価格変動への影響緩和等を規定

農村の振興

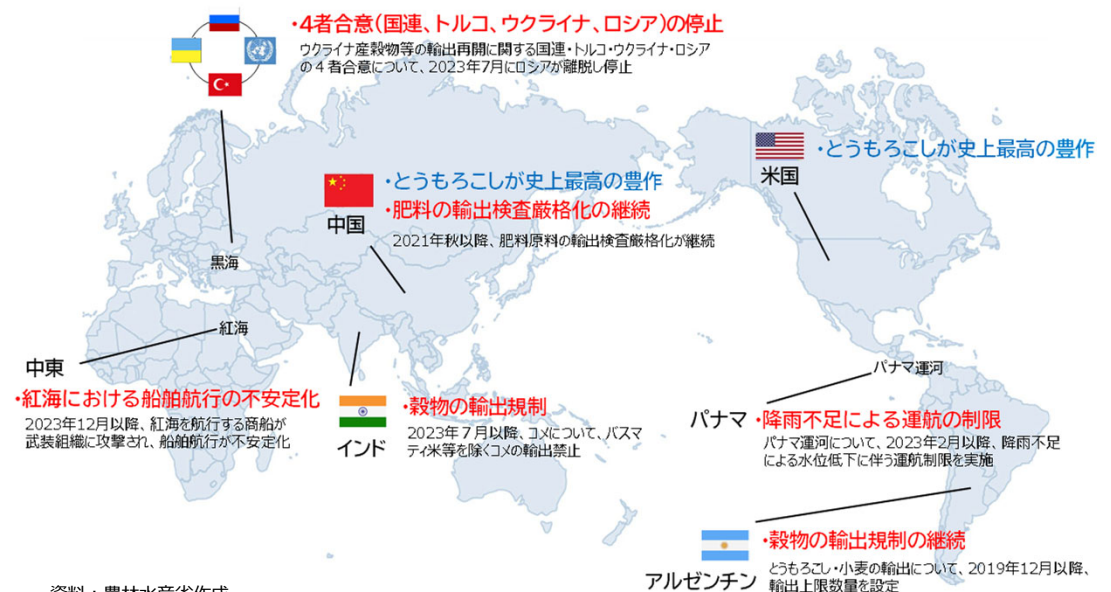
- (1) 基本理念において、地域社会が維持されるよう農村の振興が図られなければならない旨を追記
- (2) 基本的施策として、農地の保全に資する共同活動の促進、地域の資源を活用した事業活動の促進、農村への滞在機会を提供する事業活動(農泊)の促進、障害者等の農業活動(農福連携)の環境整備、鳥獣害対策等を規定

トピックス

- 1 食料安全保障の強化に向け、構造転換対策や地域計画の策定を推進
- 2 「物流の2024年問題」への対応を推進
- 3 農林水産物・食品の輸出を促進
- 4 農業分野におけるカーボン・クレジットの取組拡大を推進
- 5 スマート農業技術の導入による生産性の高い農業を推進
- 6 農業と福祉の課題を解決する「農福連携」を推進
- 7 令和6年能登半島地震への対応を推進

過度な輸入依存を低減していくため、小麦・大豆等、海外依存の高い品目の生産拡大を推進するとともに、農業生産資材の国内代替転換を推進するなどの構造転換を推進

- 気候変動等による世界的な食料生産の不安定化や、世界的な食料需要の拡大に伴う調達競争の激化に、ウクライナ情勢の緊迫化等も加わり、世界の食料需給等をめぐるリスクは高まり。食料安全保障の強化が国家の喫緊かつ最重要課題
- 農林水産物・食品の過度な輸入依存は、原産国の不作等による穀物価格の急騰や、化学肥料原料産出国の輸出規制による調達量減少の場合等には、国際情勢の変化により、思ふような条件での輸入ができなくなるなど、平時でも食料の安定供給を脅かすリスクを高めることとなる。
- 食料や農業生産資材の過度な輸入依存を低減していくため、小麦や大豆、飼料作物といった海外依存の高い品目の生産拡大を推進するとともに、農業生産資材の国内代替転換を推進などの構造転換を推進
- 特定農産加工業の経営改善を引き続き促進するため法の有効期限を5年間延長するほか、輸入原材料の価格水準の高騰等により影響を受ける特定農産加工業者の原材料の調達安定化の取組への支援を可能とする「特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案」を、第213回通常国会に提出

2023年の諸外国での主な動き**海外依存の高い品目の生産拡大の事例**

農事組合法人おぶくろ営農では、大型機械の活用や農地の高度利用等により、小麦の増産を推進(大分県)
資料：農事組合法人おぶくろ営農

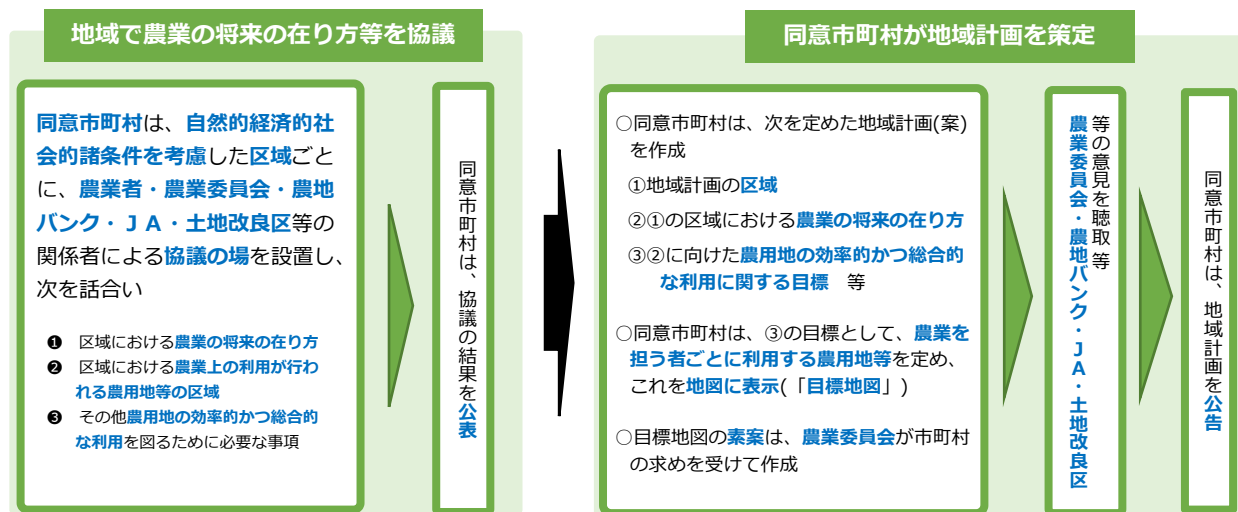


菊池地域農業協同組合では、自給飼料の確保に向け、とうもろこしの二期作を大規模に展開(熊本県)
資料：菊池地域農業協同組合

地域での話し合いにより将来の地域農業の在り方等を示した「地域計画」を定め、農地バンクを活用した農地の集積・集約化を推進

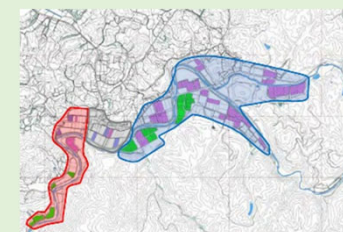
- 2023年4月に施行された改正農業経営基盤強化促進法では、市町村は、これまでの「人・農地プラン」を土台とし、農業者等による地域での協議を踏まえて、将来の地域農業の在り方や目指すべき将来の農地利用の姿を明確化した目標地図を含めた「地域計画」を策定することとしている。
- 地域計画は、地域農業の将来設計図となるもの。若年者や女性を含む幅広い意見を取り入れながら、地域の農業関係者が一体となって話し合い、策定することが重要。地域計画の策定は、食料安全保障の強化やスマート農業技術の導入による生産性の向上、環境と調和のとれた食料システムの確立等にも重要
- 2025年3月までに地域計画の策定を行う予定がある市町村は1,636。2025年3月までに各市町村において地域計画の策定を着実に進めるためには、関係機関・団体が一体となって計画的に取組を推進していくことが必要
- 農林水産省では、地域計画策定マニュアルや飼料も含めた地域計画策定のポイントの作成、地域計画の策定に向けて参考となる事例の紹介、先進的な地域とのWeb意見交換会を実施
- 農地中間管理機構(農地バンク)を活用した農地の集積・集約化を進めるとともに、地域の農地の計画的な保全や、適切な利用も一体的に推進

「地域計画」策定の流れ



資料：農林水産省作成

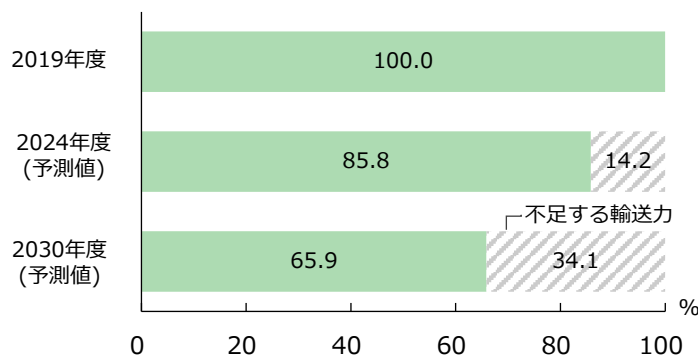
地域計画の策定推進の事例



江津市は、コーディネーターを活用し、地域単位における将来の農業の方向性や、将来の農用地利用の姿である目標地図をまとめた地域計画の作成を推進(島根県)
資料：島根県江津市

喫緊の課題である「物流の2024年問題」に対処するとともに、農林水産物・食品の物流確保に向けた取組を推進

- 2024年4月に、物流産業の長時間労働の改善のため、トラックドライバーの時間外労働に上限が適用。何も対策を講じなければ2019年度と比べて輸送能力が2024年度には14.2%、2030年度には34.1%不足すると推計
- 政府は、2023年6月に、我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議において、緊急に取り組むべき抜本的・総合的な対策を「物流革新に向けた政策パッケージ」として取りまとめ
- 農林水産省では、農林水産物・食品の物流の確保に向け、長距離輸送の削減、荷待ち・荷役時間の削減、積載効率向上・大ロット化、トラック輸送への依存度の軽減を推進
- 全国各地・各品目の農林水産業者等の物流確保に向けた取組への後押しや負担軽減を図るため、農林水産大臣を本部長とする「農林水産省物流対策本部」を設置
- 第213回通常国会に、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案」を提出

労働時間規制等による物流への影響

資料：株式会社NX総合研究所資料を基に農林水産省作成

中継共同物流拠点の事例

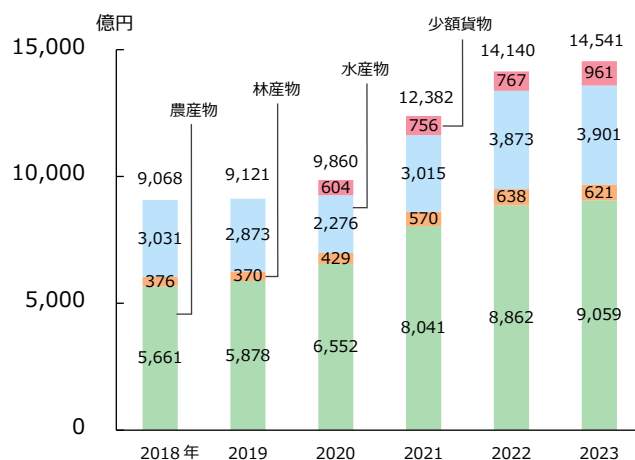
株式会社名港フラワーブリッジは、「物流の2024年問題」への対応に向け、花き物流の中継共同物流拠点を整備（愛知県）

資料：株式会社名港フラワーブリッジ

2023年の農林水産物・食品の輸出額は過去最高を更新する1兆4,541億円。ALPS処理水の海洋放出に伴う中国等による水産物の輸入停止等に対応し、輸出先国・地域の転換を推進

- 2023年の農林水産物・食品の輸出額は、前年に比べ2.8%と若干増加し1兆4,541億円となり、過去最高を更新
- 2025年までに2兆円、2030年までに5兆円とする目標の達成に向けて、2023年12月に改訂した輸出戦略に基づき、品目団体を中核としたオールジャパンでの輸出促進、輸出支援プラットフォームによる海外現地での支援、大口輸出に向けたモデル産地の形成、知的財産の保護・活用等の取組を強力に推進
- ALPS処理水の海洋放出に伴い、中国、ロシア、香港及びマカオは、日本産水産物等の輸入停止を行ったが、関係省庁と連携して、科学的根拠に基づかない規制の即時撤廃を強く働きかけ
- 中国等が行っている輸入停止により影響を受けている水産物の輸出先国・地域の転換に向けた対策として、「水産業を守る」政策パッケージに基づき、JETRO等と連携し、輸出先国・地域の多角化に向けた取組を実施

農林水産物・食品の輸出額



資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

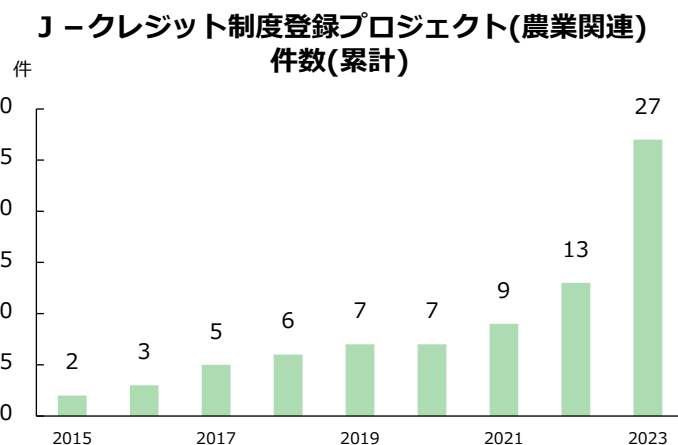
JETROと連携した輸出先国・地域の多角化



日本貿易振興機構(JETRO)が2024年1月にベトナムへ「ホタテ加工施設等 視察・商談ミッション」を初めて派遣。現地におけるホタテの殻剥き加工現場等を視察

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、森林、農地、家畜等の自然由来の温室効果ガスの排出削減・吸収に資する取組の後押しとして、J-クレジット制度の取組を推進

- 2050年カーボンニュートラルに向けて、脱炭素に向けた民間投資を促進し、化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換するGXを加速していくことが重要
- 温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして国が認証し、民間資金を呼び込む取引を可能とする「J-クレジット制度」は、農林漁業者等の温室効果ガス削減・吸収の取組による温室効果ガスの削減量をクレジット化して売却することで収入を得ることが可能
- 同制度により創出されたクレジットは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく温室効果ガス排出量の報告に利用できるほか、海外イニシアティブへの報告、企業の自主的な取組といった様々な用途に活用することが可能
- 2024年3月末時点で、J-クレジット制度におけるプロジェクトの登録件数は608件。農業者が取り組むものは27件、農業分野の方法論を用いたものは17件
- 農林水産省では、農業分野のJ-クレジット制度の取組推進に向け、普及用マニュアルや認証されるクレジットの見込量の簡易算定ツール等を作成するとともに、方法論の新規策定等を実施



資料：J-クレジット制度事務局資料を基に農林水産省作成
注：1) 登録件数はプロジェクト登録申請年度を基に作成
2) 2023年度末時点の数値

J-クレジット制度活用の事例

広域営農組織である「3らいず」は、株式会社クボタと連携し、水稻栽培において中干し期間を延長し、これにより削減できる温室効果ガスの量をクレジット化する取組を推進（福井県）
資料：株式会社クボタ

デジタル技術を基盤とするスマート農業技術は、農業現場の様々な課題の解決に貢献

- スマート農業は、大規模法人だけでなく、中小・家族経営にとっても、現場の課題解決に役立つ一方、スマート農業機械の導入コストの課題に対しては、農業支援サービス事業体の活用が有効。スマート農業技術を開発し、それらを用いて地域に合わせたサービスを提供するスタートアップも参入
- 中山間地域においても、スマート農業技術が活用できるよう、狭小で傾斜の強い圃場にも導入可能なスマート農業技術の開発や地域ぐるみでの農業機械のシェアリング等を推進する必要
- スマート農業技術は、化学農薬や化学肥料の使用量の低減を始め、環境負荷の低減にも貢献。水田の泥をかき混ぜて雑草の生長を抑制し除草剤の使用を削減するアイガモロボットや、ドローンによる農薬のピンポイント散布といった、みどり戦略の実現に向けた取組にも活用
- 農福連携を推進する上でもスマート農業技術の活用は有効。スマート選果システムにより、容易に箱詰め作業が行えるようにするなど、障害を持った人の農作業をサポートする技術も登場

スマート農業技術の事例

中小・家族経営にも活用できる
農薬散布ロボット
資料：株式会社レグミン



中山間地域で活用できる電動
アシストスーツ
資料：パワーアシストインターナ
ショナル株式会社

G7宮崎農業大臣会合においてスマート農業技術を紹介

- 2023年4月22～23日にかけて宮崎県宮崎市で開催されたG7宮崎農業大臣会合において、農林水産省では、スマート農業技術の展示や現地での実演を実施。展示会場では、ピーマン自動収穫ロボットやスマートグラス等を紹介し、実演会場では、自動走行トラクタやドローン等を実演

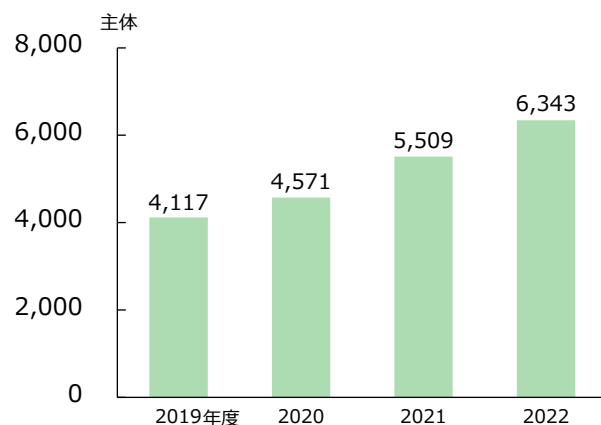


スマート農業技術の実演を行う農業高校生
資料：G7宮崎農業大臣会合協力推進協議会

農福連携に取り組む主体数は前年度に比べ15%増加。農業と福祉の双方が農福連携に取り組む効果を認識

- 農福連携は、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組
- 2022年度の調査によると、農福連携に取り組む主体数は、前年度に比べ15.1%増加し6,343主体。障害者の賃金や工賃の引上げの観点からも農業へ高い期待
- 農福連携に取り組んだ農業経営体のうち77.3%が、農福連携の取組により収益性向上に対する効果が「あり」と回答。また、農福連携に取り組んだ障害者就労施設のうち87.5%が、農福連携の取組によるプラス効果が「あり」と回答
- 農林水産省では、農福連携の取組が全国に広がり各地で定着するよう、2023年10月に初めて「ノウフクウィーク」を開催し、各地で農福連携に取り組む事業者等と連携して、全国30カ所で農福連携に関するイベントを実施

農福連携の取組主体数



資料：農林水産省作成
注：各年度末時点の数値

ノウフクウィークのポスター



農林水産省

農福連携の事例



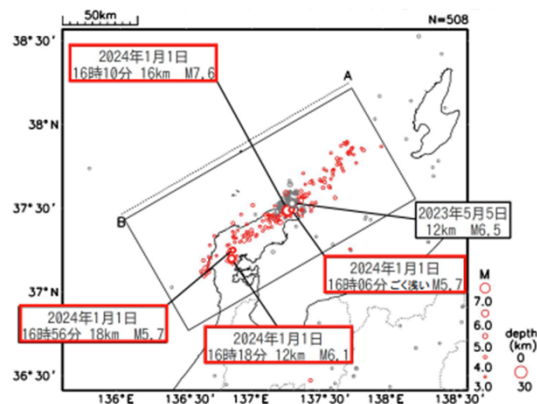
社会福祉法人ゆずりは会は、障害のある人でも農作業に取り組めるよう、一人一人の特性に応じて農作業を割り当て、障害のある人が高い工賃を得て活躍できる場を提供するとともに、地域農業の担い手確保に貢献(群馬県)

資料：社会福祉法人ゆずりは会

令和6年1月1日に石川県能登地方で地震が発生し、甚大な被害。非常災害現地対策本部を設置するとともに、政府職員の現地派遣や被災地への食料支援等を実施

- 2024年1月1日に、石川県能登地方を震源とするマグニチュード7.6の地震が発生し、同県輪島市及び志賀町では震度7を観測したほか、沿岸部では津波に伴う海面変動も観測
- 政府は、発災直後から、警察、消防、自衛隊等を被災地に派遣し、被害状況の把握や救命救助、搜索活動等に当たるとともに、非常災害現地対策本部を設置し、各府省から多数の職員を被災地に派遣して、道路の啓開や物資の支援、避難者の命と健康を守るための二次避難の実施を行い、政府一体となって災害応急対策を実施
- 農林水産省は、1月2日から被災地方公共団体に食料等を送る支援を実施。また、食料供給・物流の円滑化や農地・農業用施設等の被害状況確認・早期復旧を図るため、農林水産省職員の現地派遣等を実施。農業用施設等の復旧・復興に早急に対応していくため、3月末までに北陸農政局管内3か所に拠点を設置
- 石川県を始めとする各県の農林水産被害については、農地・農業用施設、畜舎や山林施設等の損壊、大規模な山腹崩壊、海底地盤の隆起等による漁港、漁場等の損壊等が発生し、甚大な被害。能登地方の畜産農家では、断水や施設損壊、生産物廃棄・家畜被害等の甚大な被害が発生。また、水稻の作付に必要な農地・農業用施設等に甚大な被害が発生
- 醤油や味噌、菓子、水産加工品等の食品企業においても製造・保管設備の損壊等の甚大な被害が発生

令和6年能登半島地震の震央分布図



資料：気象庁「「令和6年能登半島地震」について(第3報)」



農林水産省緊急自然災害対策本部で発言する農林水産大臣



被災地での温かい食事の無償提供

被災地の速やかな復旧に向け、「被災者の生活と生業支援のためのパッケージ」を取りまとめ。地域の将来ビジョンを見据え、農林漁業者の一日も早い生業の再建等に向けて必要な対策を措置

- 政府は、2024年1月11日に、「令和6年能登半島地震による災害」を激甚災害として指定。激甚災害の指定により、農業関係では、農地、農業用施設、共同利用施設の災害復旧事業について、被災農業者等の負担を軽減
- 政府は、1月25日に、緊急に対応すべき施策を「被災者の生活と生業支援のためのパッケージ」として取りまとめ
- 農林水産分野においては、地域の将来ビジョンを見据えて、農林漁業者の一日も早い生業の再建や世界農業遺産の里山里海等のブランドを活かした創造的復興に向け、農地や農業用施設、畜舎等を早期に復旧し、農林水産業の再開に向けて必要な対策を措置
- 政府は、被災地の声にしっかりと耳を傾けながら、「被災地・被災者の立場に立って、できることはすべてやる」という決意で、被災者の生活と生業の再建支援に全力で取り組むこととしている。

令和6年能登半島地震に関する農林水産省の取組

被災した農地、用排水施設等の復旧のための人的・技術的支援

- ・ 発災直後から、国の職員(MAFF-SAT)が、県や関係団体と連携しながら、ため池を含む農業用施設等の点検・調査を実施(ため池 約2千カ所)
- ・ MAFF-SATの市町村担当チームが個別に巡回する形で、農地、用排水施設等の復旧に向けた制度・手続の説明や査定設計書の作成を支援
- ・ 机上査定件数の拡大による災害査定効率化、査定前着工制度の活用促進を実施



MAFF-SATによる災害応急対策の支援
(ため池における排水ポンプの設置)

支援策の周知活動・伴走支援

- ・ 国と石川県で合同チームを作り、県下の農協等で説明会を開催
- ・ 農業関係については、県下の農協等に県・農協・農林水産省の職員が常駐し、相談窓口を設置。これらの拠点を活用し、作付けシーズンに向け、きめ細かな伴走支援を加速化
- ・ 漁業関係については、石川県漁業協同組合の本所及び各支所にて現地説明会を開催



農業関係相談窓口での対応



珠洲会場での漁業関係説明会



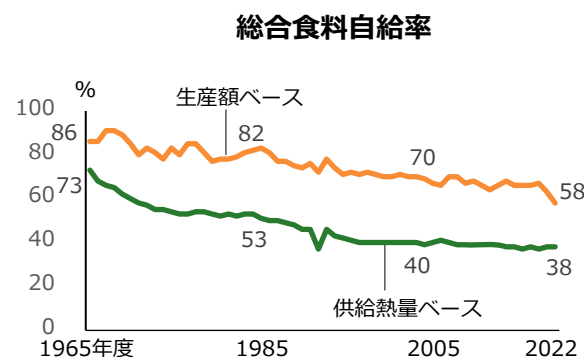
第1章

食料安全保障の確保

第1章 食料安全保障の確保

2022年度の供給熱量ベースの総合食料自給率は、前年度と同じ38%。生産額ベースの総合食料自給率は、前年度から5ポイント低下し58%

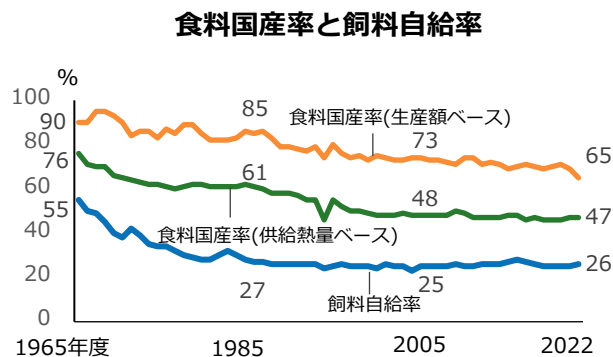
- 供給熱量ベースの総合食料自給率は、国内で自給可能な米の消費量が減少していることや、輸入依存の高い飼料を多く使用する畜産物の消費が増加していること等を背景として、長期的には低下傾向。1998年以降はおおむね40%程度で推移
- 2022年度の供給熱量ベースの総合食料自給率は、前年豊作だった小麦が平年並みの単収へ減少、魚介類の生産量が減少した一方で、原料の多くを輸入に頼る油脂類の消費減少等により、前年度と同じ38%。生産額ベースの総合食料自給率は、国際的な穀物価格や生産資材価格の上昇、物流費の高騰、円安等を背景に、総じて輸入価格が上昇し、輸入額が増加したことにより、前年度に比べ5ポイント低下し58%
- 供給熱量ベースの食料国産率(飼料自給率を反映しない)は、前年度と同じ47%。飼料自給率は前年度と同じ26%
- 食料自給力指標は、近年、農地面積が減少する中で、米・小麦中心の作付けでは小麦等の単収向上により横ばい傾向。一方、いも類中心の作付けでは労働力(延べ労働時間)の減少により減少傾向



資料：農林水産省「食料需給表」

注：1) 2022年度は概算値

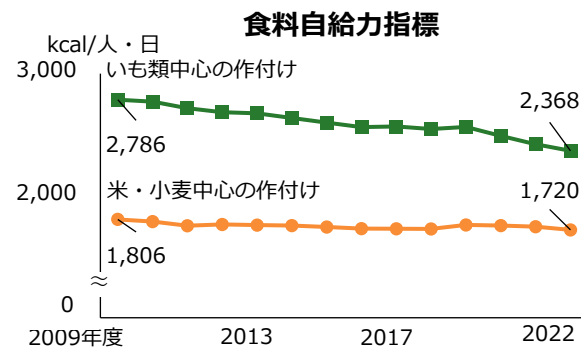
2) 食料自給率は、国内の食料消費が国内生産によってどれくらい賄えているかを示す指標



資料：農林水産省「食料需給表」

注：1) 2022年度は概算値

2) 食料国産率は、飼料が国産か輸入かにかかわらず、畜産業の活動を反映し、国内生産の状況の評価するもの

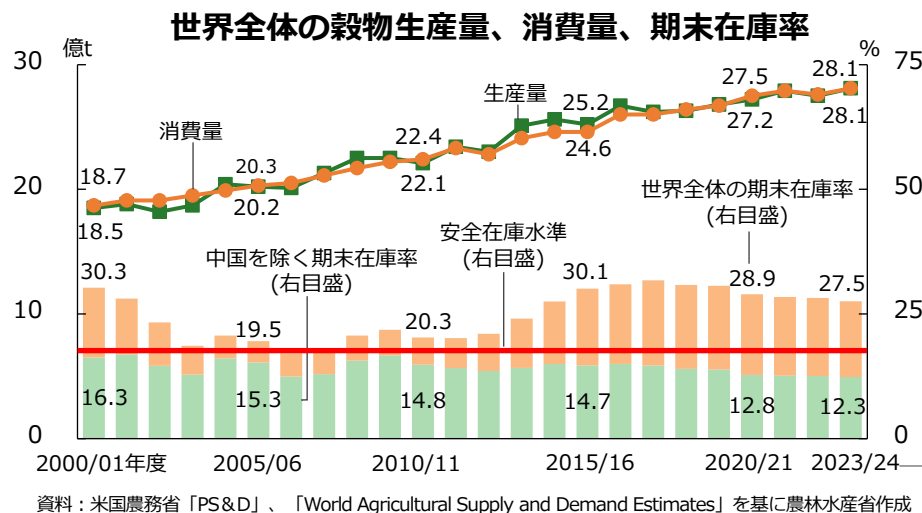


資料：農林水産省作成

注：食料自給力指標は、食料の潜在生産能力を評価する指標。米麦バランスを一定程度考慮した上で、農地等を最大限活用し、熱量効率が最大化された場合の1人1日当たりの供給可能熱量を試算したもの

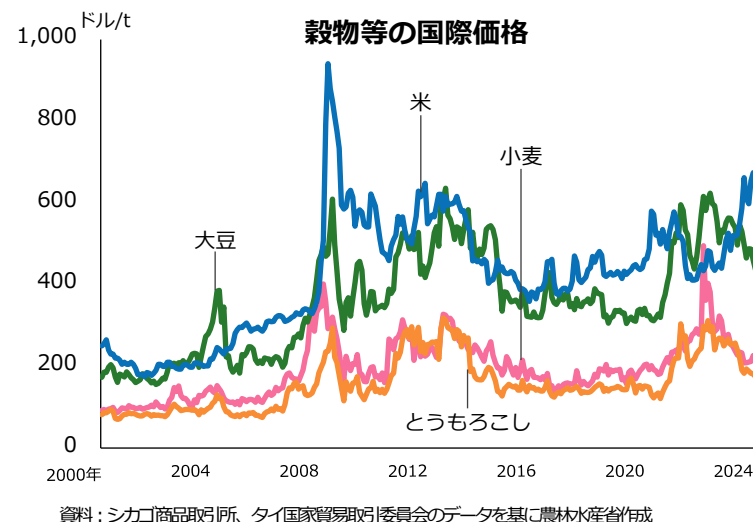
2023/24年度における穀物の生産量、消費量は前年度に比べて増加

- 米国農務省が発表した資料によると、2023/24年度における世界の穀物全体の生産量は、前年度に比べて2.2%増加し28.1億tとなる見込み。また、消費量は、途上国の人口増加、所得水準の向上等に伴い、2023/24年度は前年度に比べて1.8%増加し28.1億tとなる見込み
- 期末在庫率は27.5%と前年度(28.2%)を下回る見込み。FAOが安全在庫水準としている17~18%を上回っているものの、中国を除いた場合の期末在庫率は12.3%にとどまっており、世界的な不作が発生した場合には、食料不足や価格高騰が起こりやすい状況



小麦・とうもろこし・大豆の国際価格は、おおむねウクライナ侵略前の水準まで低下

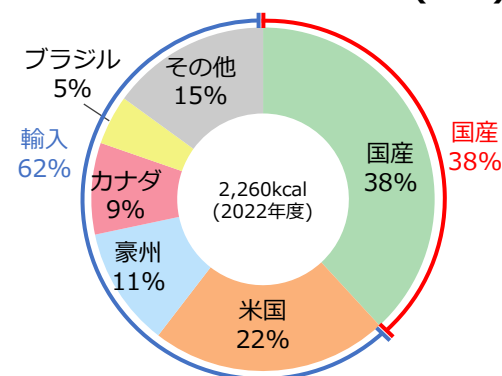
- 穀物等の国際価格は、新興国の畜産物消費の増加等を背景とした需要やバイオ燃料等のエネルギー向け需要の増大、地球規模の気候変動の影響等により、近年上昇傾向で推移
- 小麦の国際価格は、主要輸出国での高温乾燥等の天候不良が続いたことや、ロシアによるウクライナ侵略等により、2022年3月に過去最高値を更新。2020年以前と比較して高い水準にあるものの、2024年3月時点ではおおむねウクライナ侵略前の水準まで低下
- とうもろこし、大豆の国際価格については南米の乾燥等もあり、2020年以前と比較して高い水準にあるものの、2024年3月時点ではおおむねウクライナ侵略前の水準まで低下



国産と輸入先上位4か国による食料供給の割合は約8割

- 我が国の食料供給は、国産と輸入先上位4か国(米国、豪州、カナダ、ブラジル)で、供給熱量の約8割を占めている。
- 今後の食料供給の安定性を維持していくためには、これらの輸入品目の国産への置換えを着実に進めるとともに、主要輸入先国との安定的な関係を維持していくことも必要

供給熱量の国・地域別構成(試算)



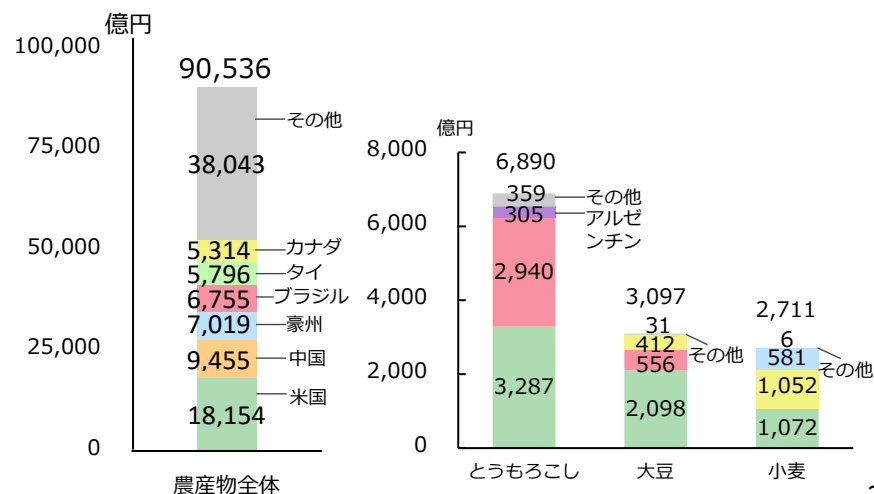
資料：農林水産省作成

注：輸入熱量は供給熱量と国産熱量の差とし、輸出、在庫分を除く

我が国の主要農産物の輸入構造は少数の特定国に依存

- 2023年の我が国の農産物輸入額は、前年に比べ2.0%減少し9兆536億円
- 我が国の農産物輸入額において、輸入先上位6か国が占める割合は約6割程度
- 品目別に見ると、とうもろこし、大豆、小麦は、上位2か国で8~9割。小麦は、米国、カナダ、豪州の上位3か国に99.8%を依存
- 我が国の主要農産物の輸入構造は、少数の特定国への依存度が高く、輸入相手国との良好な関係の維持・強化等を通じた輸入の安定化や多角化、国内の農業生産の増大に向けた取組が重要

主要農産物の国・地域別輸入額(2023年)

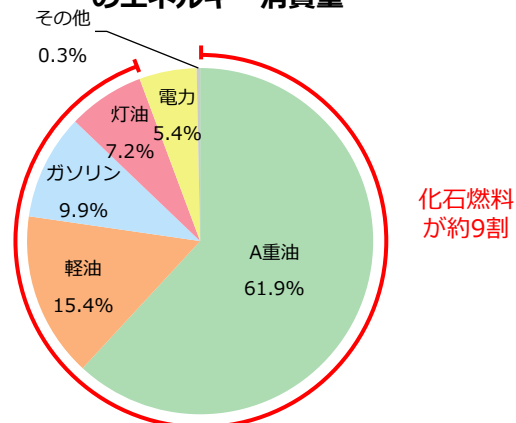


資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

我が国の農林水産業分野ではエネルギー利用の約9割以上を化石燃料に依存するほか、食料や生産資材の多くを海運を通じて輸入。サプライチェーンの強靱化に向けた取組が一層重要

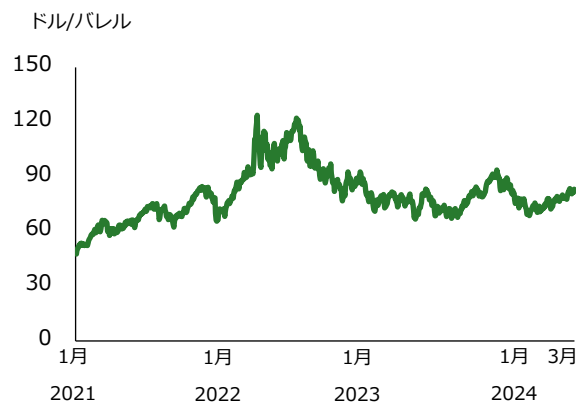
- 食料安全保障の観点で見ると、サプライチェーンの混乱は食料供給に与える影響が大きいことから、その強靱性を確保することは重要な課題
- 農林水産業分野では、エネルギー利用の約9割以上を化石燃料に依存しており、電力の利用は全体の6%に留まっている。農林水産分野の持続的な発展においては、化石燃料に依存しない持続可能なエネルギー調達が不可欠
- 原油価格は、ロシアによるウクライナ侵略直後に大きく上昇し、2022年度以降はおおむね下落基調にあるものの、高い水準で不安定に推移
- 国内生産で国内需要を満たすことができない一部の食料等について、平時から安定的な輸入を確保するため、輸入先国における穀物施設等への投資案件の形成を支援するとともに、輸入先国との政府間対話の活用、官民による情報共有等を推進
- 不測時に備えて平時から食料の安定供給に向けた取組を進め、過度な輸入依存を軽減するとともに、国内外の食料需給を平時より把握しておくことは、不測の事態の未然防止や対応力の強化にも有効

農林水産業におけるエネルギー源別のエネルギー消費量



資料：経済産業省「令和3年度総合エネルギー統計」を基に農林水産省作成
注：「その他」は、潤滑油、LPG、都市ガス、熱を含む。

原油価格



資料：米国エネルギー情報局

注：1) 原油価格は、米国の代表的な指標原油であるWTI(West Texas Intermediate)原油の価格。1/バレル=42ガロン≒159ℓ
2) 2024年4月17日公表時点の数値

港湾整備による飼料輸送体制強化の事例



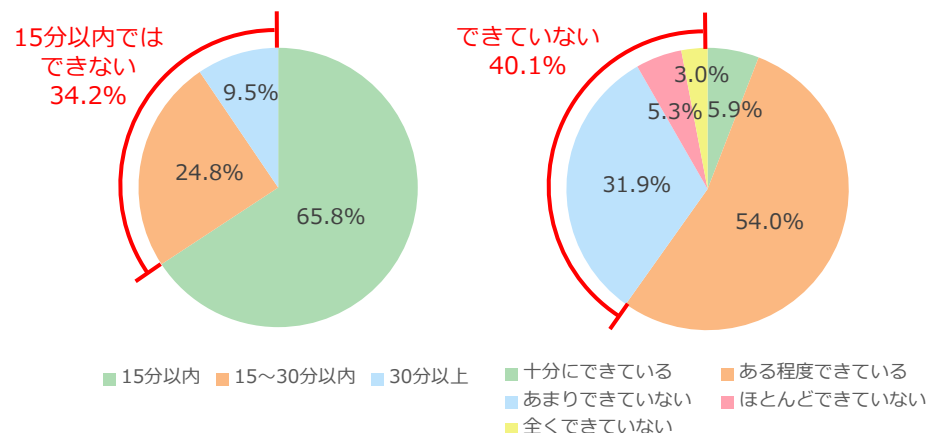
釧路市では、穀物を運搬する船舶が入港する釧路港において、大型船に対応した国際物流ターミナルを整備(北海道)

資料：釧路西港開発埠頭株式会社

健康的な生活を送るために必要な食品を入手できない「食品アクセス」の問題への対応が重要

- 公庫が2024年1月に実施した調査によると、食料品店舗へのアクセスについて、公共交通手段の利用又は徒歩により、「15分以内ではできない」と回答した人は34.2%
- また、同調査によると、健康的な食事のための食料品の購入が手頃な価格でできているかどうかについて、「できていない」と回答した人は40.1%
- 我が国においては、平常時においても円滑な食品アクセスの確保に課題

食料品店舗へのアクセス状況 手頃な価格での食料品の購入



資料：株式会社日本政策金融公庫「消費者動向調査(令和6年1月)」を基に農林水産省作成

円滑な食品アクセスの確保に向け、地域の関係者が連携する体制づくりを支援するとともに、買い物支援の取組やフードバンク、こども食堂等の支援を強化

- 地方公共団体を中心に、生産者・食品事業者、農協、社会福祉協議会、NPO法人等の地域の関係者が連携する体制づくり等を支援
- 産地から消費地までの幹線物流の効率化のほか、移動販売等の地域に応じた買い物支援の取組等を支援
- 未利用食品の提供等を通じた食品ロスの削減を推進するため、その受け皿となる大規模かつ先進的な取組を行うフードバンク等を支援
- 食育を推進する観点から、こども食堂等地域での様々な共食の場を提供する取組を支援するとともに、政府備蓄米の無償交付(2023年度は合計約150tを支援)を実施

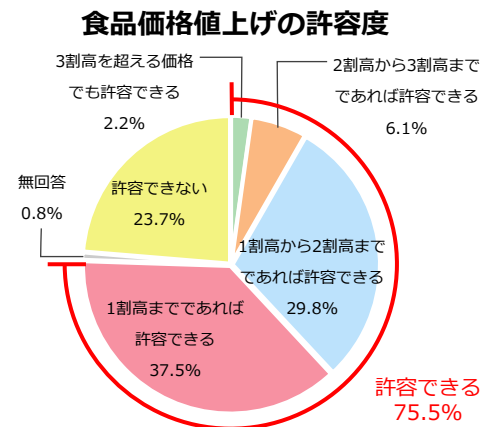
こども食堂の事例



動坂ごはんは、子育て世帯を対象としてこども食堂の取組を推進(東京都)
資料：動坂ごはん

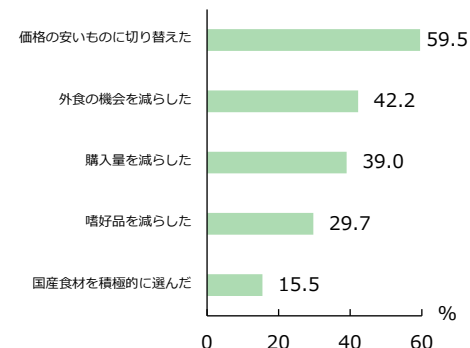
昨今の食品価格の高騰について、値上げを許容できると考えている人は75.5%。一方、実際の対応は価格の安いものに切り替えた人が約6割

- 内閣府が2023年9～10月に実施した世論調査によると、食品価格値上げの許容度について、値上げを許容できると考えている人は75.5%。このうち「1割高までであれば許容できる」と考えている人が37.5%で最多
- 一方、直近2年の食品価格の高騰への対応として、価格の安いものに切り替えた人が約6割



資料：内閣府「食料・農業・農村の役割に関する世論調査」(2024年2月公表)

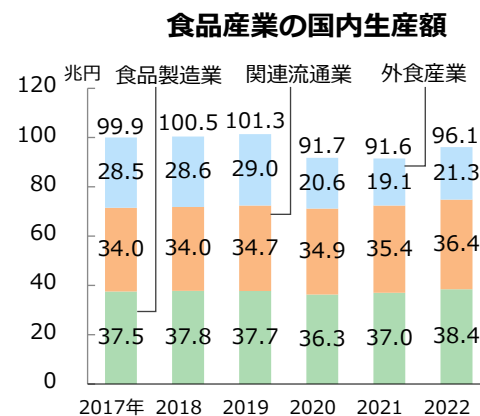
直近2年の食品価格の高騰への対応



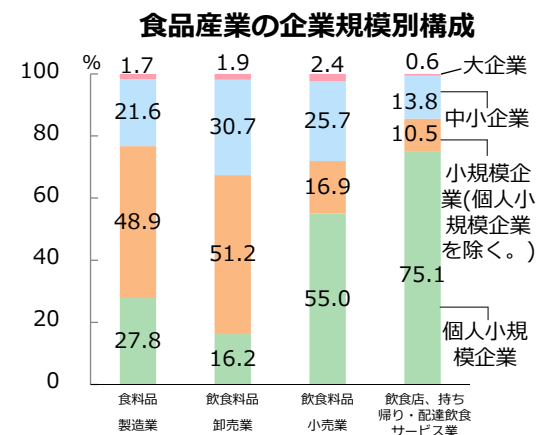
資料：内閣府「食料・農業・農村の役割に関する世論調査」(2024年2月公表)

2022年の食品産業の国内生産額は前年に比べ増加し96兆1千億円

- 2022年の食品産業の国内生産額は、新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ外食支出が回復しつつあること等から、前年に比べ4.9%増加し96兆1千億円
- 食品産業の企業規模別の構成を見ると、大半が中小零細規模の企業。経営者の高齢化により事業継承の課題を抱える企業が多数存在
- 国産原材料への切替えによる新商品の開発や産地との連携強化等を支援
- フードテック推進ビジョンに基づき、新市場創出のための環境整備を推進



資料：農林水産省「農業・食料関連産業の経済計算」を基に作成
注：食品製造業には、飲料、たばこの区分を含む

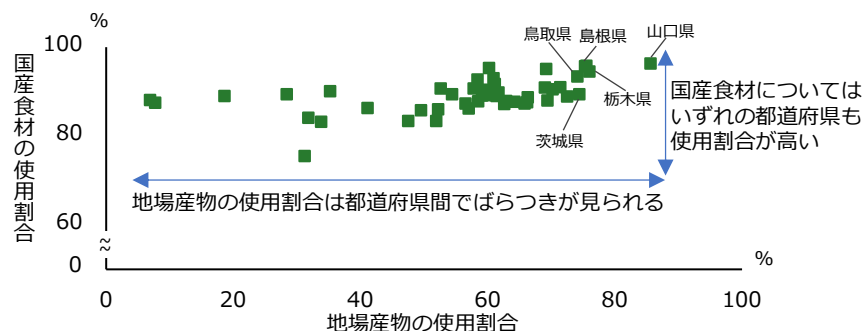


資料：総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」を基に農林水産省作成
注：2021年の数値

第4次食育推進基本計画に基づき、食育推進の取組を展開。学校給食での地場産物の使用を推進

- 第4次食育推進基本計画に基づき、「第18回食育推進全国大会inとやま」の開催、第7回食育活動表彰の実施、全国食育推進ネットワークの活用等の取組を展開
- 学校給食は、栄養バランスの取れた食事の提供により、子供の健康の保持・増進を図ること等を目的に実施。学校給食において地場産農林水産物の使用は、地産地消を推進するに当たって有効な手段
- 都道府県別の学校給食における地場産物の使用割合はばらつきが見られる一方、国産食材の使用割合はほとんどの都道府県で80%以上となっている
- 和食文化の保護・継承に向けた取組を推進

都道府県別に見た、学校給食における地場産物及び国産食材の使用割合



資料：文部科学省「令和4年度学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査」を基に農林水産省作成
注：2022年度の数値



和食文化継承リーダーによる和食文化の普及活動の取組



和食文化普及イベントで調理実演する料理人

科学的知見等を踏まえた食品の安全確保や、消費者の食品に対する信頼確保を図る取組を推進

- 2023年の食中毒の発生件数は、前年に比べ59件増加し1,021件
- 最新の科学的知見や国際的な動向等を考慮し、食品の安全確保に取り組むとともに、食品安全に関する情報発信等を推進
- 農薬や動物用医薬品等の生産資材について、農畜水産物の安全を確保するため、科学的知見や国際基準に基づき、使用基準や安全基準の設定・見直し等を実施
- 食品表示の適正化やトレーサビリティの普及啓発といった消費者の食品に対する信頼確保を図る取組を推進

G7宮崎農業大臣会合を開催し、強靱で持続可能な農業・食料システムの構築に向けて「G7農業大臣声明」及び「宮崎アクション」を採択

- 農林水産省は、2023年4月22～23日に、国内の農業生産を担当する大臣が集まるG7宮崎農業大臣会合を開催
- 会合では、我が国が議長を務め、強靱で持続可能な農業・食料システムの構築に向けて各国間で議論を実施。我が国からは、みどり戦略を紹介して、生産性向上と持続可能性の両立の必要性を強調し、イノベーションの開発普及の重要性を主張
- 同会合での議論を取りまとめた「G7農業大臣声明」や、より生産性が高く強靱で持続可能な農業・食料システムを構築するためにG7各国が取り組むべき行動を要約した「宮崎アクション」を採択
- G7農業大臣声明及び宮崎アクションには、既存の国内農業資源を持続可能な方法で活用し、貿易を円滑化しつつ、地元・地域・世界の食料システムを強化する方法を模索すべきであること等が明記



G7宮崎農業大臣会合で議論する農林水産大臣



マンゴー農園を視察する各国農業大臣

G7宮崎農業大臣会合において提言を発表する高校生
資料：G7宮崎農業大臣会合協力推進協議会

ウクライナへ農業分野での支援・協力に向けた取組を開始

- 農林水産省とウクライナ農業政策・食料省は、2023年10月に「日ウクライナ農業復興戦略合同タスクフォース」の設置に合意。ウクライナ農業部門の復旧・復興のための支援・協力に向けた取組を開始
- アフリカへの農業協力や「ASEAN+3緊急米備蓄」を推進



第2章

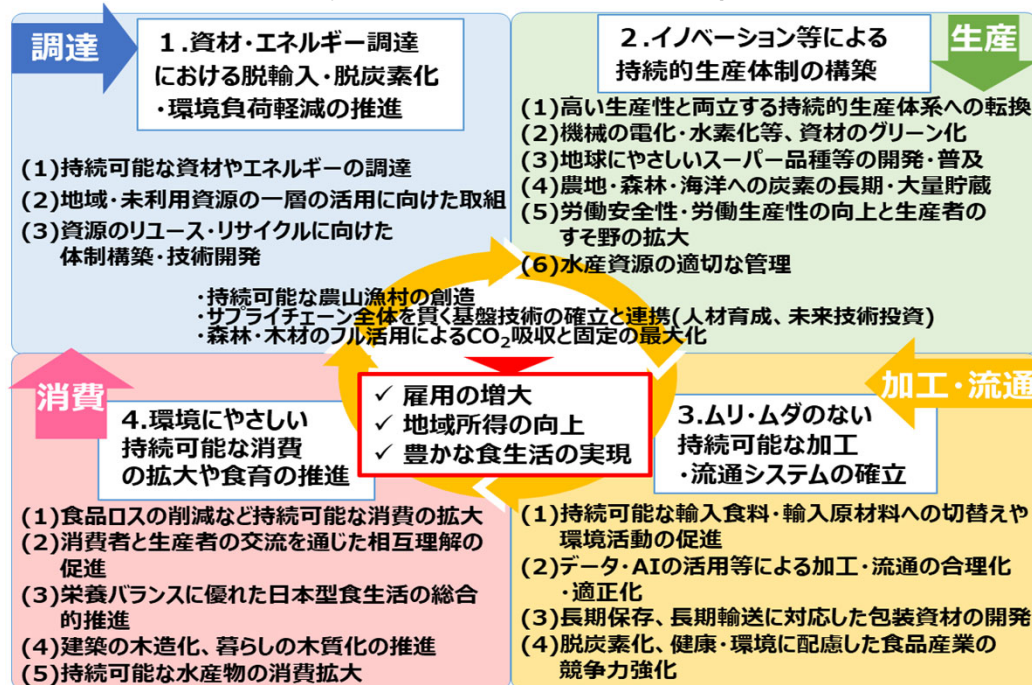
環境と調和のとれた 食料システムの確立

第2章 環境と調和のとれた食料システムの確立

みどり戦略の実現に向け、生産現場での環境負荷低減に向けた取組を推進

- みどり戦略は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるため、中長期的な観点から戦略的に取り組む政策方針であり、調達、生産、加工・流通、消費の各段階における取組とともに、革新的な技術・生産体系の開発・社会実装を進めることで、2050年までに目指す目標を提示
- 2022年7月にみどりの食料システム法を施行。環境負荷低減に取り組む生産者やその活動を支える事業者を税制特例や融資制度等で支援。2023年3月末までに全都道府県で基本計画が公表
- みどりの食料システム法に基づき、環境負荷低減に取り組む生産者の計画認定が本格化し、2024年3月末時点で4千人以上が認定。環境負荷の低減に役立つ機械や資材の生産・販売、研究開発等を行う事業者の計画認定については、2024年3月末時点で64の事業計画を認定。地域ぐるみの取組の創出を図るモデル地区は全国16道県29区域で設定

みどり戦略の各段階での具体的な取組



資料：農林水産省作成

みどりの食料システム法に基づく計画認定の取組例



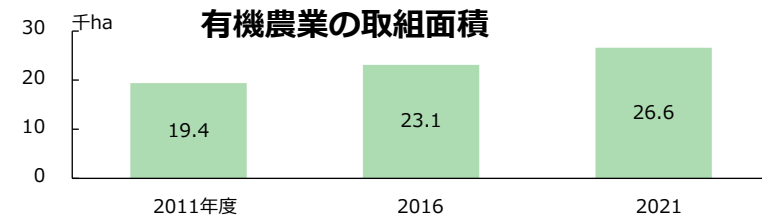
税制特例を活用し水田除草機を導入
(滋賀県)
資料：中道農園



税制特例の対象となった乗用型茶園防除機の普及を推進(鹿児島県)
資料：松元機工株式会社

有機農業の取組面積は拡大傾向で推移。有機農業の栽培管理協定の締結が開始

- 有機農業の取組面積については、2021年度は、前年度に比べ5.6%増加し2万6,600ha。耕地面積に占める割合は0.6%
- 農林水産省では、広域的に有機農業の栽培技術を提供する民間団体の指導活動や、農業者の技術習得支援等による人材育成、有機農業者グループ等による有機農産物の安定供給体制の構築、事業者と連携して行う需要喚起等の取組を支援
- 市町村が主体となり、生産から消費まで一貫した取組により有機農業拡大に取り組むモデル産地である「オーガニックビレッジ」については、2024年1月末時点で93市町村で取組を開始
- 2023年12月に、茨城県常陸大宮市で全国で初めて有機農業を促進するための栽培管理協定が締結され、地域ぐるみで有機農業の団地化の促進を図る取組が開始



資料：農林水産省作成

市町村別の有機農業の取組面積割合(2021年)

	市町村	有機農業の 取組面積 (ha)	耕地面積に 占める割合
1	馬路村 (高知県)	52	81%
2	西川町 (山形県)	75	15%
3	柴田町 (宮城県)	123	13%
4	小坂町 (秋田県)	90	11%
5	江津市 (島根県)	63	10%

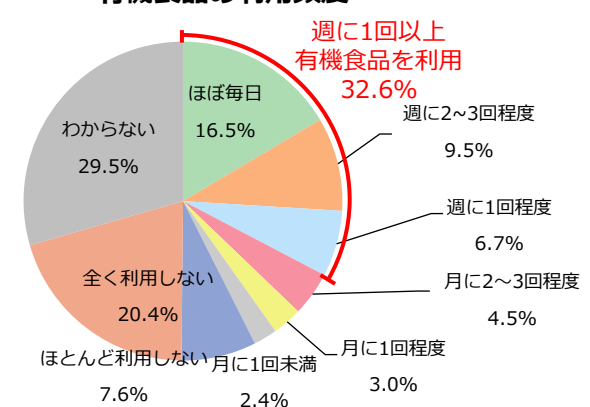
資料：農林水産省作成

注：「令和3年度における有機農業の推進状況調査(市町村対象)」にて、公表について「可」との回答があった市町村のみを掲載

週に1回以上有機食品を利用している消費者の割合は約3割

- 有機食品市場は拡大傾向で推移しており、2017年の1,850億円に対して2022年は2,240億円と推計。「週に1回以上有機食品を利用」している消費者の割合は32.6%
- 農林水産省では、有機農産物の販路拡大と新規需要開拓を促進するため、有機農産物の新規取扱いや生産者と事業者のマッチングの取組を支援
- また、国産の有機食品の需要喚起に向け、農林水産省が、事業者の皆様と連携して取り組んでくためのプラットフォームである「国産有機サポーターズ」については、2024年3月末時点で111社が参画

有機食品の利用頻度



資料：農林水産省「有機食品の市場規模および有機農業取組面積の推計手法検討プロジェクト」(2023年4月公表)

生産者の環境負荷低減の努力が消費者に伝わるよう、環境負荷低減の取組の「見える化」を推進

- 持続可能な消費活動の促進に向け、生産者の環境負荷低減の努力を可視化する取組を推進
- 温室効果ガスの削減割合の度合いを星の数で表示する「見える化」について、2024年3月に新しいラベルデザインを決定し、環境負荷低減の取組の「見える化」の本格運用を開始。米や野菜等23品目に拡大
- 米については、生物多様性保全の取組についても温室効果ガス削減への貢献と合わせた表示を開始



「新しいラベルデザイン」を公表する農林水産大臣

みどり戦略を踏まえた強靱で持続可能な農業・食料システムの構築に向け、「日ASEANみどり協力プラン」を採択

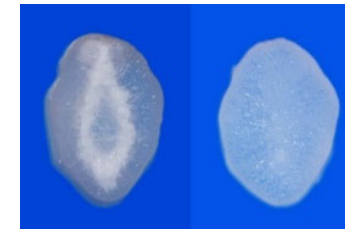
- 2023年10月にマレーシアで開催された日ASEAN農林大臣会合において、我が国が提案した「日ASEANみどり協力プラン」が採択
- みどり戦略に基づくイノベーションを通して得られた我が国の技術を、ASEAN地域における強靱で持続可能な農業・食料システムの構築に活用
- 同プランに基づき、各国と更なる協力プロジェクトの形成を進めていく方針



日ASEAN農林大臣会合

農林水産分野における温室効果ガス排出削減の取組を推進

- 農林水産分野における温室効果ガスの排出削減の取組を推進
- 水稻栽培における中干し期間の延長や秋耕、畜産における家畜排せつ物の管理や家畜の消化管内発酵に由来する温室効果ガス排出削減技術の開発・普及等の取組を推進
- 気候変動の影響に適応するための品種・技術の開発・普及を推進
- 2023年11～12月にアラブ首長国連邦で国連気候変動枠組条約第28回締約国会議が開催。「持続可能な農業、強靱な食料システム及び気候行動に関するエミレーツ宣言」が発表



白未熟粒（左）と正常粒（右）の断面



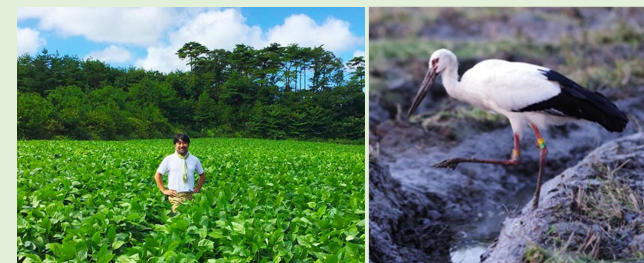
リンゴの着色不良

高温による品質の低下
資料：農研機構

農林水産省生物多様性戦略に基づき、生物多様性保全を重視した農林水産業を強力に推進するための取組を推進

- 2022年12月に採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」では、農林水産関連について、陸と海のそれぞれ30%以上の保護・保全(30by30目標)、環境中に流出する過剰な栄養素や化学物質等による汚染のリスクの削減等の目標が設定
- 我が国では、2023年3月に改定した農林水産省生物多様性戦略に基づき、生物多様性保全を重視した農林水産業を強力に推進するための取組を推進

生物多様性保全の事例



株式会社金沢大地は、生物多様性を重視しながら耕作放棄地を中心に耕し、大規模に米、大豆等の有機栽培を推進することで、コウノトリも飛来(石川県)

資料：株式会社金沢大地

バイオマスの利活用や再生可能エネルギーの導入等を推進

- バイオマス活用推進基本計画に基づき、農山漁村だけでなく都市部も含めた地域主体のバイオマスの総合的な利用を推進。同計画では、農地において資源作物を栽培し、荒廃農地の発生を防止することを推進
- 下水汚泥の肥料利用の拡大やSAF(持続可能な航空燃料)の導入促進といったバイオマスの活用に向けた新たな取組を関係府省等と連携し推進することにより、地域の活性化や所得向上を実現
- 植物由来の廃食用油を原料とする高純度バイオディーゼル燃料を製造・利用する取組も見られている。
- 2023年度までにバイオマス産業都市の選定地域は103市町村に増加
- 2022年度までに農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画を作成した市町村数は87、設備整備計画の認定数は107に増加

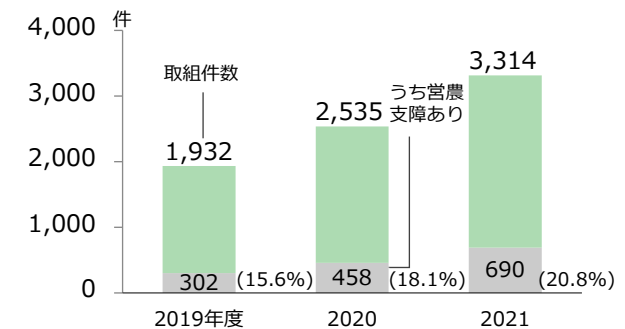


家畜排せつ物や食品廃棄物等を原料としたバイオガス発電施設
資料：株式会社ビオクラシックス半田

営農型太陽光発電の取組は拡大傾向にある一方、下部農地での営農に支障が生じるケースも発生

- 営農を継続しながら発電を行う営農型太陽光発電の取組面積は年々増加しており、2021年度は前年度に比べ149ha増加し1,007ha
- 一方、2021年度末時点で存続している取組のうち約2割で農地の管理が適切に行われず営農に支障が生じている状況。事業者起因して支障が生じている取組に対し、農業委員会又は農地転用許可権者により、営農状況の改善に向けた指導が行われているものの、改善指導に従わなかった結果、事業の継続に必要な農地転用の再許可が認められないケースも発生
- 2024年3月に、一時転用の許可基準等を法令に位置付けるとともに、ガイドラインの作成を実施

下部農地での営農への支障の発生状況



資料：農林水産省作成

持続可能な食品産業への転換を推進

- 農林水産省では、2023年8月に、食料システムを構成する関係者が参加して議論し、将来にわたって持続可能な食料システムの実現に向けた具体的な食料施策を整理することを目的として、「食品産業の持続的な発展に向けた検討会」を開催
- 食品企業が原材料調達に当たって、生産現場の環境・人権に配慮した取組を促進
- 食品製造業の労働生産性の向上を図るため、AI、ロボット等の先端技術の研究開発、実証・改良から普及までを体系的に支援

持続可能な原材料調達の事例



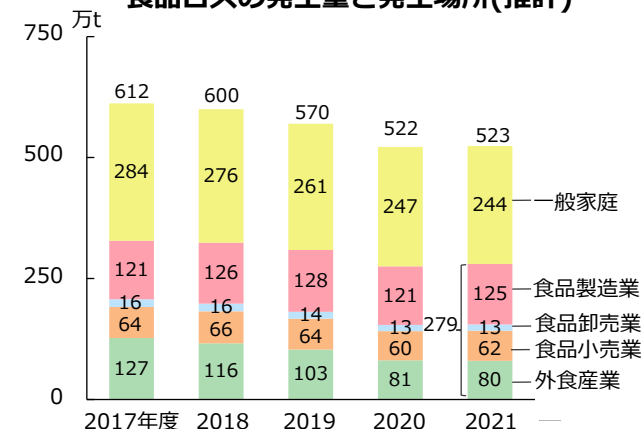
不二製油グループ本社株式会社は、「環境・人権に配慮した主原料調達」の実現に向け、パームやカカオ等の主原料のサステナブル調達を推進(大阪府)

資料：不二製油グループ本社株式会社

事業系食品ロスの削減に向け、納品期限緩和等の商慣習の見直しを推進

- 食品ロスの発生量については、2021年度は前年度に比べ1万t増加し523万tと推計。場所別に見ると、一般家庭における発生(家庭系食品ロス)は244万t、食品産業における発生(事業系食品ロス)は279万t
- 農林水産省では、事業系食品ロスの削減に向け、納品期限緩和等の商慣習の見直し等を推進

食品ロスの発生量と発生場所(推計)



資料：農林水産省作成

注：事業系食品ロスの発生量は、食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業の合計

食品ロス削減月間を呼び掛けるポスター





第3章

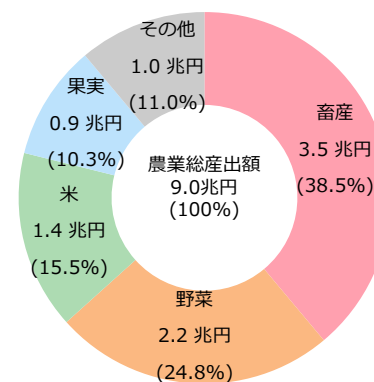
農業の持続的な発展

第3章 農業の持続的な発展

2022年の農業総産出額は前年に比べ1.8%増加し9兆円

- 2022年の農業総産出額は、耕種において米や野菜、畜産において豚や鶏の価格が上昇したこと等から、前年に比べ1.8%増加し9兆円。部門別では、畜産が最多で3兆5千億円
- 都道府県別では、1位は北海道で1兆3千億円、2位は鹿児島県で5千億円、3位は茨城県で4千億円
- 2022年の生産農業所得は、農業生産資材価格の上昇により、前年に比べ7.3%減少し3兆1千億円

2022年の農業総産出額



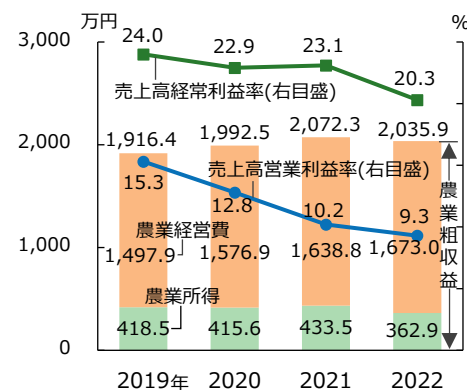
資料：農林水産省「令和4年生産農業所得統計」

注：「その他」は、麦類、雑穀、豆類、いも類、花き、工芸農作物、その他作物、加工農産物の合計

2022年の主業経営体1経営体当たりの農業所得は前年に比べ71万円減少し363万円

- 2022年の主業経営体1経営体当たりの農業粗収益は前年に比べ36万4千円減少し2,035万9千円。農業経営費は前年に比べ34万2千円増加し1,673万円
- 農業粗収益から農業経営費を除いた農業所得は、肥料費、飼料費、動力光熱費等が増加したことから、前年に比べ70万6千円減少し362万9千円。売上高経常利益率は前年に比べ2.8ポイント低下し20.3%
- 産業別の売上高営業利益率を見ると、その水準等は産業ごとに異なっており、一部の産業では、農業と同様に低下傾向

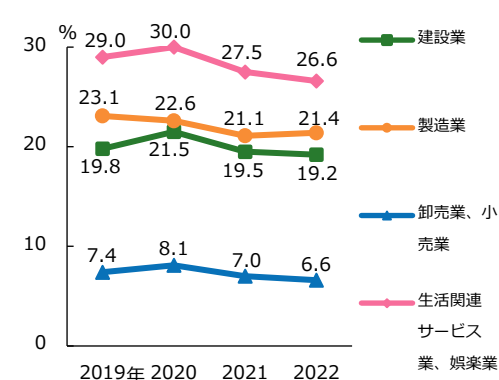
主業経営体1経営体当たりの農業経営収支



資料：農林水産省「営農類型別経営統計」

注：「主業経営体」とは、農業所得が主で、自営農業に60日以上従事している65歳未満の者がいる個人経営体をいう。

産業別の売上高営業利益率



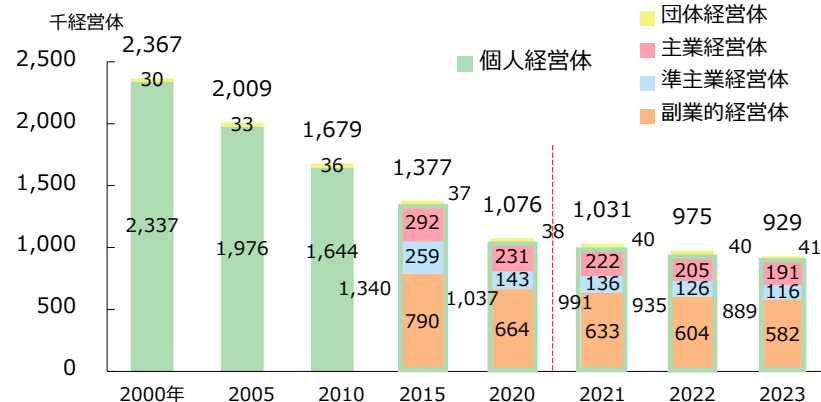
資料：総務省「個人企業経済調査」を基に農林水産省作成

注：個人経営の1企業当たりの売上高営業利益率

農業経営体数は減少傾向で推移し、基幹的農業従事者の平均年齢は68.7歳に上昇

- 農業経営体数は減少傾向で推移しており、2023年は前年に比べ4.7%減少し92万9千経営体。全体の95.6%を占める個人経営体は5.0%減少した一方、4.4%を占める団体経営体は1.5%増加。2023年の法人経営体数は前年から2.5%増加し3万3千経営体
- 基幹的農業従事者数は約20年間で半減しており、2000年の240万人から2023年は116万4千人にまで減少。65歳以上が82万3千人で全体の約7割、平均年齢は68.7歳と高齢化が進行
- 都府県における経営耕地規模別の経営体数は2000年以降、5ha未満の経営体数は一貫して減少する一方、10ha以上の経営体数は増加

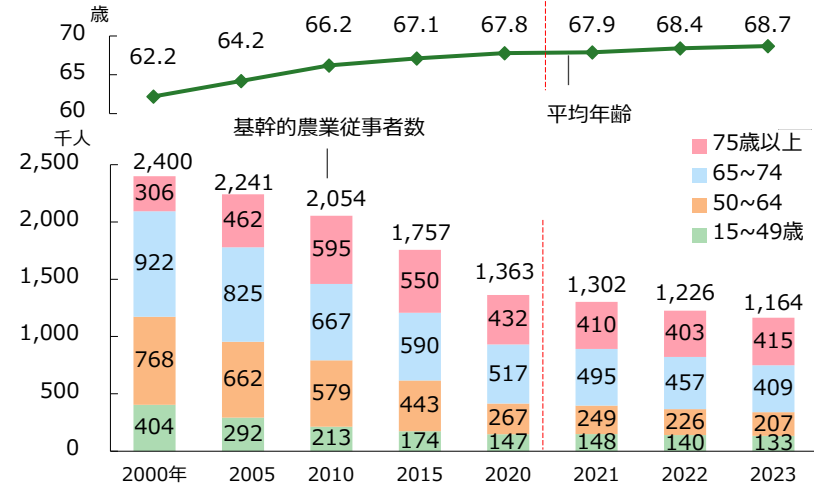
農業経営体数



資料：農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」

- 注：1) 各年2月1日時点の数値。ただし、2000年及び2005年の沖縄県については前年12月1日時点の数値
- 2) 2000年の個人経営体については販売農家の数値、団体経営体については農家以外の農業事業体及び農業サービス事業体の数値を合計したもの。2005年以降は農業経営体の数値
- 3) 主業経営体…65歳未満の世帯員(年60日以上自営農業に従事)がいる農業所得が主の個人経営体
準主業経営体…65歳未満の世帯員(同上)がいる農外所得が主の個人経営体
副業的経営体…65歳未満の世帯員(同上)がいない個人経営体
- 4) 2021、2022年、2023年の数値は、農業構造動態調査の結果であり、標本調査により把握した推定値

基幹的農業従事者数と平均年齢



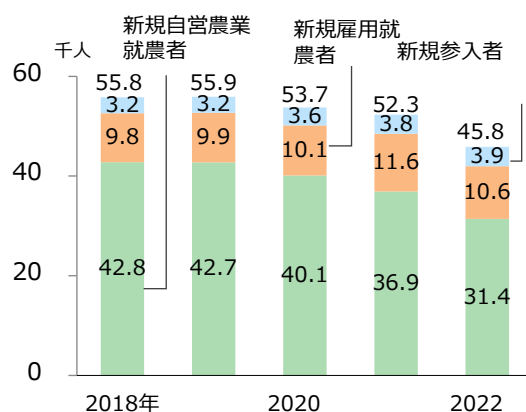
資料：農林水産省「2000年世界農林業センサス」、「2005年農林業センサス」、「2010年世界農林業センサス」(組替集計)、「2015年農林業センサス」(組替集計)、「2020年農林業センサス」、「農業構造動態調査」を基に作成

- 注：1) 各年2月1日時点の数値。ただし、2000年及び2005年の沖縄県については前年12月1日時点の数値
- 2) 2000年及び2005年の基幹的農業従事者数は販売農家の数値
- 3) 2021、2022年、2023年の数値は、農業構造動態調査の結果であり、標本調査により把握した推定値

新規就農者数は前年に比べて12.3%減少。将来の担い手の円滑な確保を図るための支援を実施

- 2022年の新規就農者数は、前年に比べ12.3%減少し4万6千人。この要因としては、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んでいた雇用が回復した影響等によって他産業からの就農者が減少したこと等が考えられる。就農形態別では、新規自営農業就農者が全体の約7割となる3万1,400人
- 将来の担い手の円滑な確保を図るため、早期の経営基盤の確立に向けた就農前後の資金、初期投資に対する支援等を実施
- 農業大学校の2022年度の卒業生は1,735人で、このうち就農した者は全体の53.9%。雇用就農率は34.1%
- 若年層に農業の魅力を伝え、将来的に農業を職業として選択する人材を育成するため、スマート農業や有機農業等の教育カリキュラムの強化のほか、地域の先進的な農業経営者による出前授業等の活動を支援

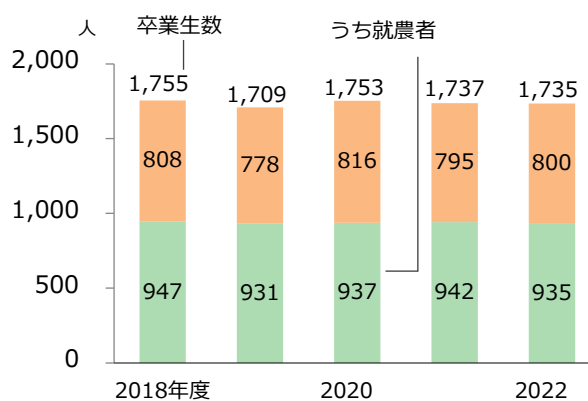
新規就農者数



資料：農林水産省「新規就農者調査結果」

注：当該年の2月1日～翌年の1月31日に新規就農した者の数値

農業大学校の卒業生数



資料：農林水産省作成

注：1) 卒業生数は、養成課程の卒業生数を指す。

2) 就農者には、雇用就農、自営就農以外にも農家で継続的に研修を行っている者等が含まれる。一度、他の仕事に就いた後に就農した者は含まない。

新規就農の事例

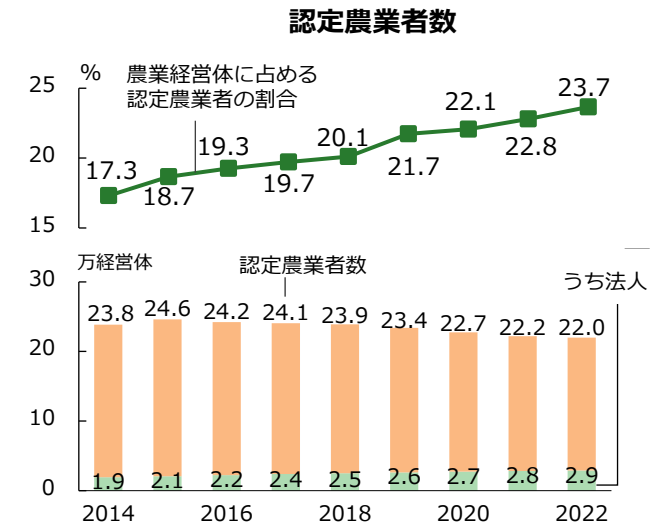


県外から川南町に移住した保坂夫妻は、関係機関による新規就農の育成支援を受け、就農1年目から20a規模のピーマン栽培で1,000万円を上回る売上高を実現(宮崎県)

資料：保坂政孝さん

我が国農業が成長産業として持続的に発展していくためには、担い手の育成・確保が必要

- 我が国の農業が、成長産業として持続的に発展していくためには、効率的かつ安定的な農業経営を目指す担い手の育成・確保が必要
- 2022年度の農業経営体に占める認定農業者の割合は前年度から0.8ポイント増加し23.7%
- 2023年の集落営農組織数は前年に比べ137組織減少し1万4,227組織。法人化した集落営農組織数は年々増加
- 農業者の経営管理の向上に向けた努力が重要。各都道府県においては、営農しながら体系的に経営を学ぶ場として農業経営塾を開講するなど、農業者に研修機会を提供
- 2022年度における農業者年金の被保険者数は前年度に比べ614人減少し4万4,576人。受給権者数は前年度に比べ1,861人増加し5万5,376人



資料：農林水産省「認定農業者の認定状況」、「農林業センサス」、「農業構造動態調査」を基に作成

注：1) 認定農業者数は各年度末時点の数値

2) 特定農業法人で認定農業者とみなされている法人を含む。

農業者の所得向上等に向けた取組を継続・強化

- 農協系統組織においては、農業者の所得向上等に向け、農産物の有利販売や生産資材の価格引下げ等に主体的に取り組む自己改革を実践
- 全国農業協同組合連合会(JA全農)では、食農バリューチェーンの構築に向け、他業種企業との業務提携等により、物流の合理化、国産農畜産物の高付加価値化、多様な販売チャネルによる消費拡大等を支援

農協系統組織による所得増大の事例

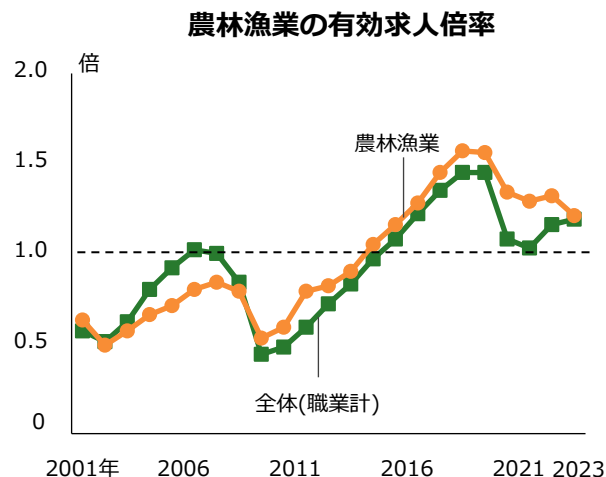


紀南農業協同組合では、梅干し・うめ加工品の販売強化や青果・加工品の輸出拡大を図ることにより組合員の農業所得の増大を実現(和歌山県)

資料：紀南農業協同組合

外国人材を含め生産現場における労働力確保が重要

- 農林漁業の有効求人倍率は、2014年以降は1.0倍を超過するなど、人手不足の状況が継続
- 離農の進行が見られる中、農地等の受け皿となる経営体の多くは、雇用労働力が確保できなければ農業経営を拡大していくことは難しい状況。今後、農業分野で必要な雇用労働力の継続的な確保が課題となる中、食料安全保障の観点からも、農業の雇用労働力に関する施策を講じていくことが重要
- 農林水産省では、農業における労働力不足を解消するため、国内外からの人材の受入体制整備、呼び込み・確保、育成を一体的に支援
- 2023年における農業分野の外国人材の総数は、前年に比べ約8千人増加し5万1千人。農林水産省では、外国人材が働きやすい環境整備等を支援
- 2024年2月に「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において、安全、安心に暮らせる共生社会の実現や、外国人のキャリアアップ、人権侵害の防止・是正等を図る観点から、現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消し、人手不足分野における人材確保及び人材育成を目的とする「育成就労制度」を創設することを決定



資料：厚生労働省「一般職業紹介状況」を基に農林水産省作成

注：有効求人倍率は、パートタイムを含む常用の数値



多様な人材が各々のライフスタイルに応じて関わる「91農業」の参加者
資料：全国農業協同組合連合会

外国人材の事例



弘法菜園は、特定技能制度を活用し、労働力の確保を図りながら、ほうれんそう等の生産拡大を実現。特定技能外国人材は地域活動にも参加し、良好な関係を形成(広島県)
資料：弘法菜園

女性の基幹的農業従事者数は前年に比べ減少。女性が継続して経営参画している経営体は経営規模が大きく経営の多角化も進展。女性が働きやすく暮らしやすい環境整備を推進

- 2023年の女性の基幹的農業従事者数は、前年に比べ5.9%減少し45万2千人。女性の基幹的農業従事者は全体の約4割を占めており、重要な担い手
- 女性が継続して経営参画している経営体は経営規模が大きく経営の多角化も進展
- 2022年度の農業委員に占める女性の割合は、前年度に比べ0.2ポイント増加し12.6%。2023年度の農協役員に占める女性の割合は前年度に比べ1.0ポイント増加し10.6%
- 総務省の調査では、2021年における女性の農林漁業従事者の1日(週全体平均)の家事と育児の合計時間は2時間57分で、男性の26分に比べて長くなっている。
- 男性・女性が家事・育児・介護等と農業への従事を分担できるような環境の整備が不可欠。地域のリーダーとなり得る女性農業経営者の育成や、地域の女性農業者グループの活動、地域における育児と農作業のサポート活動等の取組を支援
- 「農業女子プロジェクト」は設立10周年を迎え、多様な活動を展開。2013年の設立当時37名だったメンバーは1千名を超え、地域・世代を超えた全国レベルでの女性ネットワークに成長

女性の経営参画類型別に見た経営体の状況

	継続	開始	中止	非参画
経営耕地面積(ha/経営体)	3.2	2.5	2.5	1.8
増減率(2015年-2020年)	2.1%	2.7%	0.0%	-0.2%
農産物販売金額(万円/経営体)	706	486	581	322
増減率(2015年-2020年)	14.9%	17.3%	13.9%	14.4%
農業生産関連事業への取組割合	27.1%	22.6%	20.1%	17.1%
増減ポイント数(2015年-2020年)	1.2	3.2	-0.6	0.7
農業経営の後継者がいる経営体割合	28.8%	26.9%	24.0%	20.7%

資料：農林水産政策研究所「激動する日本農業・農村構造-2020年農業センサスの総合分析-」(2023年12月公表)

注：1) 2015年と2020年の両年ともに女性が経営参画している経営体を「継続」、2020年のみ参画を「開始」、2015年のみ参画を「中止」、両年とも参画していない経営体を「非参画」としている。
2) 2020年の数値

女性活躍の事例



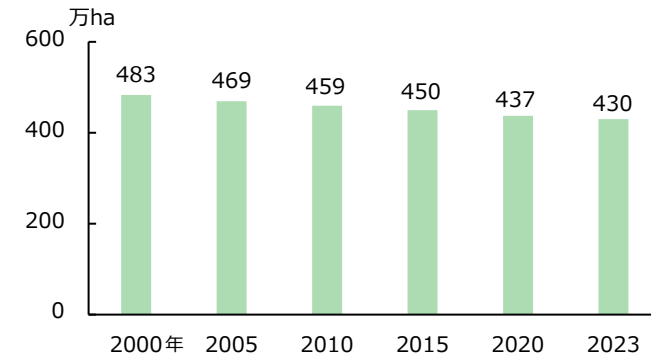
株式会社ニューズは、女性経営者のリーダーシップの下、スタッフが成長できる組織づくりや各スタッフのライフプランにあった働き方改革を実践し、地域の女性や若者から選ばれる職場づくりを推進(愛媛県)

資料：株式会社ニューズ

農地面積は減少傾向で推移。担い手への農地集積率は前年度に比べ0.6ポイント上昇

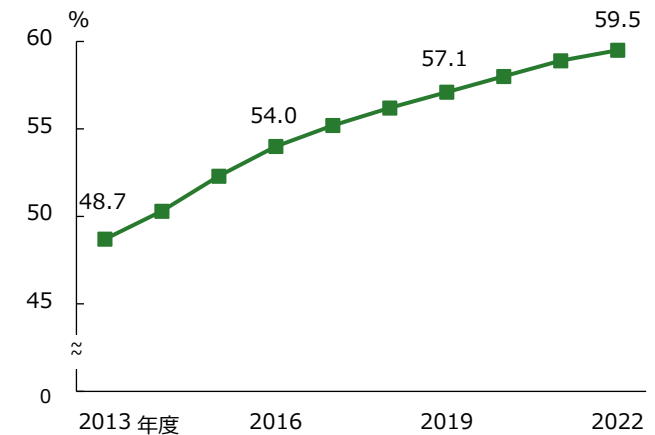
- 2023年の農地面積は、前年に比べ2万8千ha減少し430万ha。作付延べ面積も減少し、2022年の耕地利用率は91.3%
- 相続未登記農地の面積は、2022年3月末時点で52.0万ha
- 2022年における外国法人が議決権を有する日本法人等による農地取得は0.1ha
- 農地の総権利移動の面積は、近年横ばい傾向で推移しており、2021年は前年に比べ6.7%減少し29万9千ha
- 農地バンクが地域内に分散・錯綜する農地を借り受け、まとまった形で担い手に再配分し、農地を集積・集約化
- 2022年度の担い手への農地集積率は前年度に比べ0.6ポイント上昇し59.5%
- 農林水産省では、農地バンクが分散した農地をまとめて借り受けた場合には、農業者の費用負担がない基盤整備、農地の集約化等に取り組む地域等への機構集積協力金の交付、出し手に対する固定資産税の軽減等の支援措置を実施

農地面積



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

担い手への農地集積率



資料：農林水産省作成

農地の大区画化や畑地化・汎用化、農業水利施設の維持管理の効率化・高度化等を推進

- 農業の成長産業化に向けた農業生産基盤整備を実施。2022年3月末時点で50a以上に大区画化された水田は11.9%、汎用化された水田は47.3%、畑地かんがい施設が整備された畑は25.2%
- 食料安全保障の強化を後押しするため、排水改良等による水田の畑地化・汎用化、畑地かんがい施設の整備による畑地の高機能化、草地整備を推進。また、農地の大区画化や情報通信といったスマート農業技術等の導入に資する基盤整備、農業水利施設の省力化、省エネルギー化、集約・再編等を推進
- 2022年3月末時点で標準耐用年数を超過している施設数・延長の割合は、基幹的施設が57.5%、基幹的水路が45.9%。農業水利施設の維持管理の効率化・高度化や長寿命化を推進

農地の大区画化の事例

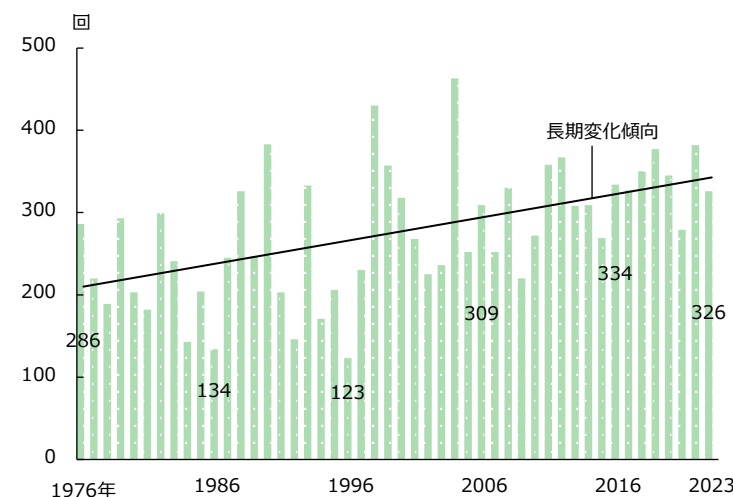


鹿角市末広地区では、基盤整備とスマート農業の導入とともに、高収益作物の生産拡大により、収益力を向上（秋田県）
資料：秋田県

農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策を推進

- 近年、時間降水量50mmを超える豪雨の発生回数は増加傾向にあり、湛水被害等が激化。また、南海トラフ地震の被害想定エリアには全国の基幹的水利施設の3割が含まれている。
- 頻発化・激甚化する豪雨災害を踏まえた流域治水の取組のほか、農業水利施設の安定的な機能の発揮、老朽化対策、豪雨・地震対策、ため池の防災・減災対策等を実施

時間降水量50mm以上の年間発生回数

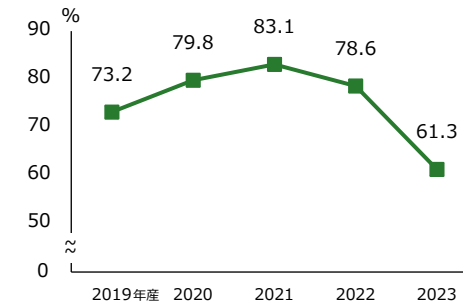


資料：気象庁資料を基に農林水産省作成

高温等の影響による一等米比率の減少に対し、高温耐性品種の転換等を推進

- 2023年産米の一等米の比率は、北陸等において白未熟粒が発生したこと等により、61.3%と、例年よりも低い水準
- 高温等の影響による農産物の収量や収入の減少に対しては、農業保険加入者に対する農業共済や収入保険によって対応。水稻共済においては、高温障害の影響が広範に見られる場合に、その影響を加味した損害評価を行う特例を新潟県農業共済組合に適用
- 農業保険への加入促進に加え、高温環境に適応した栽培体系への転換に向けて、地域の実情や品目に応じた高温耐性品種や栽培技術の導入等の実証や機械導入を支援

水稻うるち玄米の一等米比率



資料：農林水産省作成

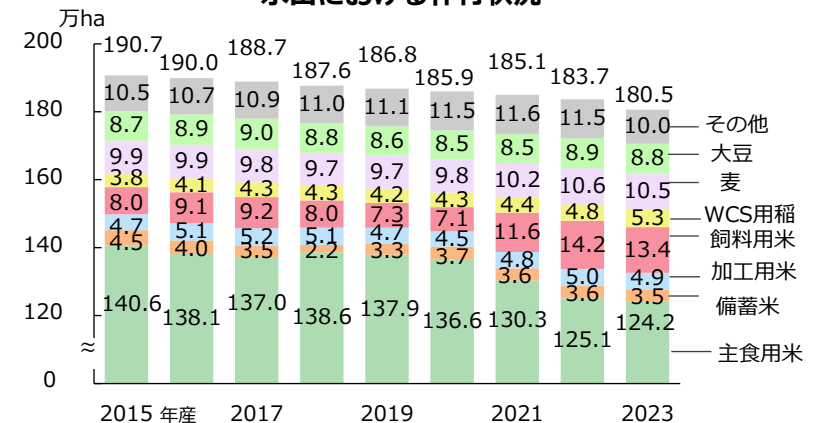
注：1) 2022年産以前の各年産は、最終確定値である翌年10月末時点における数値

2) 2023年産は、当年12月末時点における数値

2023年産米においても需要に応じた作付転換を実現

- 需要に応じた生産・販売を推進するため、産地・生産者と実需者が結び付いた事前契約や複数年契約による安定取引の推進、在庫・価格等の情報提供を実施
- 作付転換への支援のほか、実需者との結び付きの下、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米の低コスト生産、畑地化による高収益作物の定着等に取り組む生産者を支援
- 水田活用の直接支払交付金は、需要が減少している主食用米から、国産需要のある麦・大豆等への作付転換を支援するための措置。その交付対象は水を張る機能を有している「水田」であることが前提
- 米粉の需要拡大等を図るため、新製品開発等を支援

水田における作付状況



資料：農林水産省

注：1) 主食用米の作付面積は、農林水産省「耕地及び作付面積統計」

2) 「その他」は、米粉用米、新市場開拓用米、飼料作物、そば、なたねの面積

3) 加工用米、飼料用米、WCS用稲、米粉用米、新市場開拓用米は、取組計画の認定面積

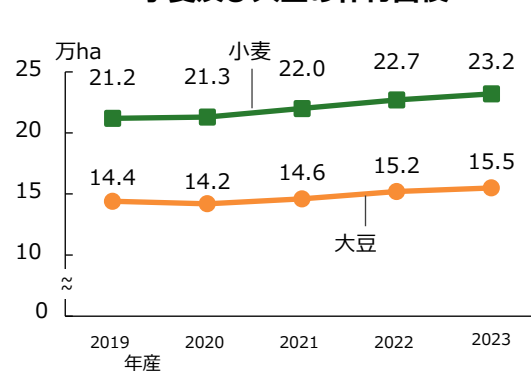
4) 麦、大豆、飼料作物、そば、なたねは、地方農政局等が都道府県農業再生協議会等に聞き取った面積(基幹作のみ)

5) 備蓄米は、地域農業再生協議会が把握した面積

国産需要が高まる麦・大豆等の畑作物の本作化を推進。園芸作物等の生産体制を強化

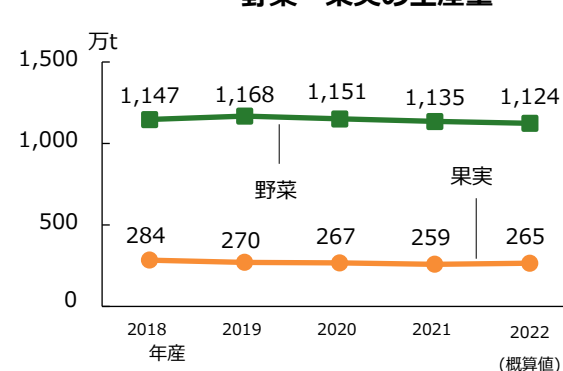
- 作付けの団地化や営農技術の導入等を支援することにより、産地の生産体制の強化・生産の効率化等を推進
- 国産需要が高まる麦・大豆等の畑作物の本作化を推進するため、水田の畑地化や畑作物の産地形成に向けた取組を支援
- 加工・業務用野菜の生産体制を一層強化し、輸入野菜の国産切替えを進めるため、新たな園芸産地における機械化一貫体系の導入、新たな生産・流通体系の構築や作柄安定技術の導入等を支援
- 果樹の省力的な植栽方法への転換や省力樹形の導入、優良品目・品種への新植・改植による労働生産性の向上とともに、担い手や労働力の確保に向けた取組を通じ、高品質果実の生産基盤の強化を推進
- 中国における火傷病の発生の確認に伴う中国産なし・りんごの花粉輸入停止への対応として、花粉安定生産・供給に向けた産地の取組や国産花粉への切替え等を緊急的に支援
- 2023年産のかんしょ生産において、サツマイモ基腐病対策を講じて発生を抑制した一方、一部の圃場で同病と異なる腐敗症状を呈するかんしょが確認。腐敗症状の発生原因の特定、効果的な防除対策の提案に向けて、農研機構が関係者と連携して研究

小麦及び大豆の作付面積



資料：農林水産省作成「作物統計」

野菜・果実の生産量



資料：農林水産省作成「食料需給表」



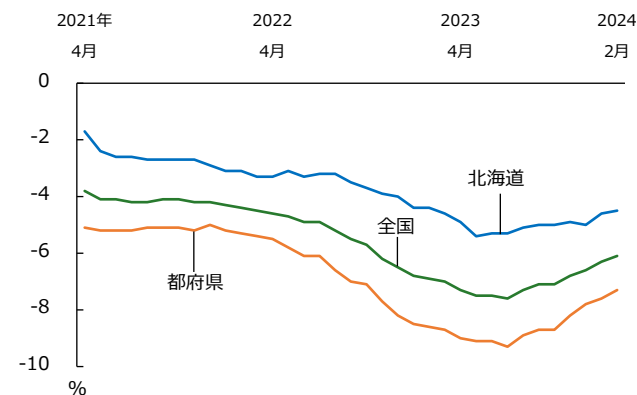
かんきつを栽培する農業者

* 写真の出典は、「農林水産省Webマガジン aff(あふ) 2023年1月号」

酪農経営の改善に向けた取組を支援

- 酪農経営は、飼料費等の生産コストの上昇等により、厳しい状況
- 農林水産省では、酪農経営においても、配合飼料価格安定制度や金融支援等により、飼料価格の高止まりによる生産者への影響を緩和
- 2022～2023年度にかけて、生産者団体が抑制的な生乳生産に取り組み、乳価の引上げを図るとともに、脱脂粉乳の在庫低減や消費拡大等を推進
- 指定生乳生産者団体の受託農家戸数は、これらの取組の効果もあり、2023年8月以降、減少率が鈍化しつつあるものの、依然として高い水準で推移
- 「畜産・酪農の適正な価格形成に向けた環境整備推進会議」を設置。国民各層の理解と支援の下で生産コスト等を価格へ反映しやすくするための環境整備について検討し、2023年6月に中間とりまとめを公表

指定生乳生産者団体の受託農家戸数変動率
(前年同月比)



資料：一般社団法人中央酪農会議「受託農家戸数」(2024年3月公表)を基に農林水産省作成

地域における畜産の収益性向上を図る取組を推進

- 畜産・酪農については、農業者の減少や高齢化、飼料価格の高止まりといった厳しい状況。これらへの対応のほか、畜産物の国内需要への対応と輸出拡大に向け、生産基盤の強化を図ることが重要
- 農林水産省では、地域における畜産の収益性向上等に必要な施設整備や機械導入等を支援
- 2022年5月以降、黒毛和種の子牛価格の大幅な下落を踏まえ、経営安定対策等により繁殖経営を下支えするとともに、優良な若い繁殖雌牛への更新を支援
- 物価高騰の影響に伴い、和牛肉の需要の減退が見られる中、和牛肉の新規需要開拓、消費拡大・理解醸成やインバウンド需要の喚起を緊急的に支援
- 我が国のアニマルウェルフェアの水準を国際水準とするため、2023年7月にWOAH(国際獣疫事務局)コードに沿った飼養管理指針を策定

肉用牛生産の省力化の事例



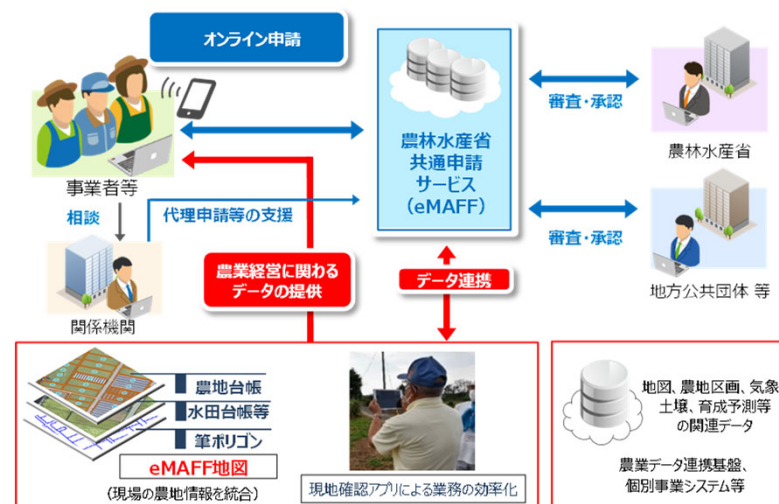
伊江村は、子牛受託施設としての機能と、繁殖牛受託施設としての機能を兼備した大規模複合型畜産施設を整備し、肉用牛生産者の負担軽減を推進(沖縄県)

資料：沖縄県伊江村

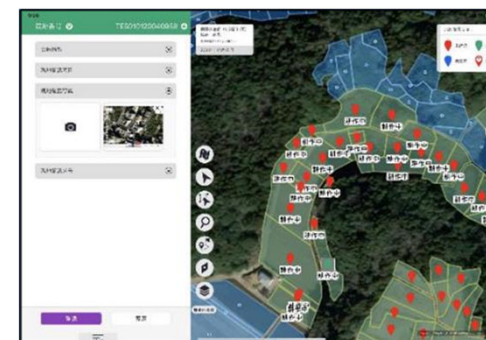
農業のデジタルトランスフォーメーションの加速化を推進

- 「農業DX構想の改訂に向けた有識者検討会」において、今後の農業・食関連産業のデジタル化の方向性や進め方等に関する議論が行われ、農業・食関連産業のDXの実現に向けた、農業・食関連産業やテック企業等の関係者に対するナビゲーターとして、2024年2月に「農業DX構想2.0」を取りまとめ
- 「農林水産省共通申請サービス(eMAFF)」については、2022年度末までに農林水産省が所管する3,300を超える行政手続のオンライン化を実現。また、農林漁業者等を始め、地方公共団体等への普及活動を進めつつ、市町村等における審査体制の確立、オンライン利用の推進活動等の取組を本格化
- 農業に必要不可欠な農地に関する様々な制度のデータをデジタル地図の技術を活用して統合し、農地関係業務を抜本的に効率化する「農林水産省地理情報共通管理システム(eMAFF地図)」の活用を推進。eMAFF農地ナビと現地確認アプリの運用を2022年度から開始
- 農林水産省では、保有するデータをより使いやすく整備・蓄積するとともに、データ駆動型の行政を推進するため、2023年10月に「農林水産省データマネジメント・データ活用基本方針書」を策定するとともに、提供するオープンデータの充実や利便性向上を推進

eMAFFとeMAFF地図



資料：農林水産省作成

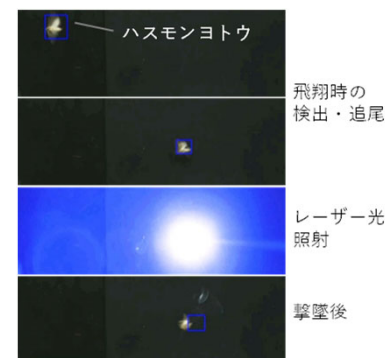


現地確認アプリの活用例
資料：農林水産省作成

イノベーションの創出・技術開発を推進

- 農林水産省では、農林水産・食品分野において新たな技術・サービスの事業化を目指すスタートアップ・中小企業が行う研究開発等を発想段階から事業化段階まで切れ目なく支援
- 困難だが実現すれば大きなインパクトが期待される社会課題等を対象とした目標を設定し、その実現に向けた挑戦的な研究開発であるムーンショット型研究開発を関係府省と連携して実施
- オープンイノベーションの促進を目的とした「知」の集積と活用の場を設け、イノベーション創出に向けて、基礎から実用化段階までの研究開発やその成果の社会的実装・事業化等を推進
- みどり戦略の実現やスマート農業技術に適応する品種開発の加速化、農林漁業者のニーズを踏まえた研究開発等を国主導で推進

レーザー光による害虫駆除技術



資料：農林水産省作成

輸出拡大や所得・地域の活力向上に向けて知的財産の保護・活用を推進。新たに19産品がGI登録

- 我が国では、農業分野における知的財産としての価値に対する認識や保護・活用に関する知識が十分ではなく、得られるべき利益を逸している状況。海外市場も視野に入れた農業への転換を目指していく中で、我が国における農業の強みの源泉となっている知的財産を適切に保護・活用することが重要
- 植物新品種の育成者権者に代わって海外での登録出願、ライセンスを行うとともに、警告・差止等の侵害対応やこれらの助言・支援を行う育成者権管理機関の取組を推進
- 地理的表示(GI)保護制度に基づき、2023年度に新たに国内で19産品がGIに登録され、これまで全国計145産品が登録

2023年度に国内で登録された主なGI産品



あらかの桃(和歌山県)



青森の黒にんにく(青森県)



ぐしちゃんピーマン(沖縄県)

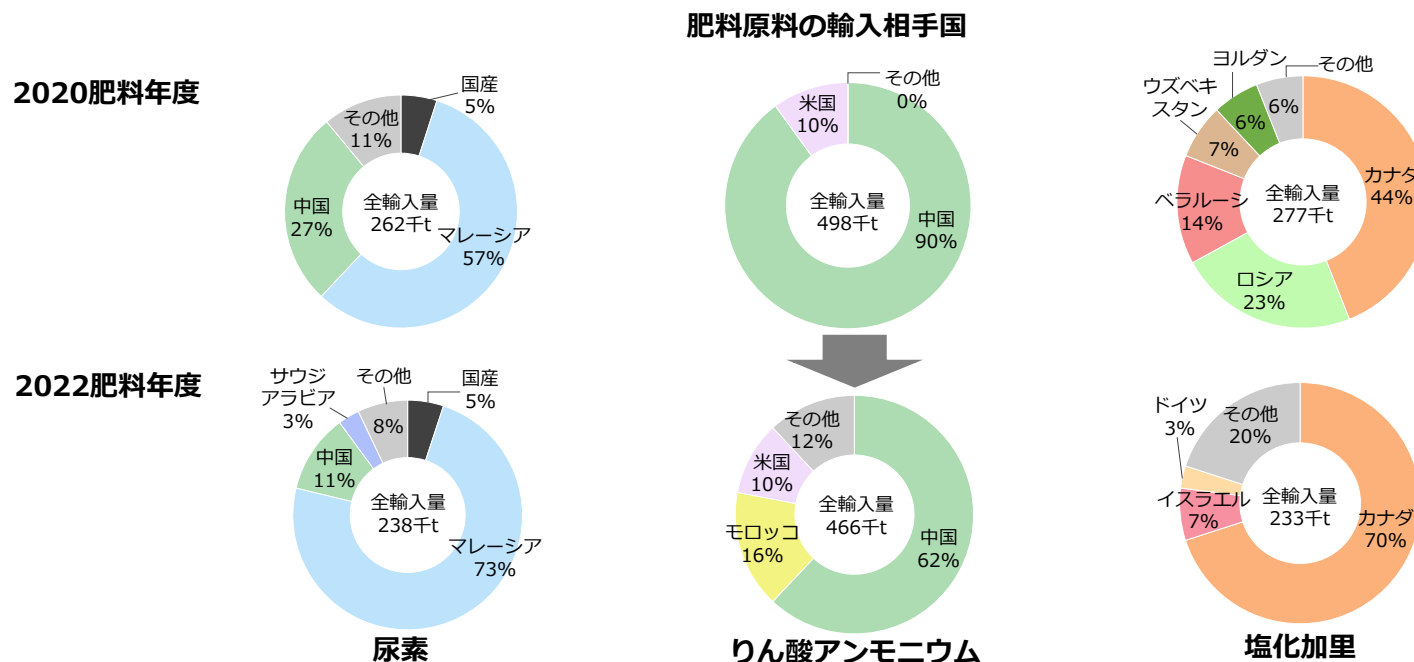


いしり・いしる(石川県)

資料：農林水産省作成

肥料原料の過度な輸入依存からの脱却に向け、肥料原料の安定確保と肥料の国産化を推進

- 主要な肥料原料の資源は特定の地域に偏在。肥料原料の過度な輸入依存からの脱却を図るため、肥料の国産化に向けて、堆肥や下水汚泥資源等の国内資源の肥料利用を推進。また、経済安全保障推進法に基づく特定重要物資として肥料を指定し、肥料の安定供給に取り組む事業者による肥料原料の備蓄の取組を支援



資料：農林水産省作成

注：肥料年度は、当該年の7月から翌年6月までの期間。全輸入量には、国産は含まれない

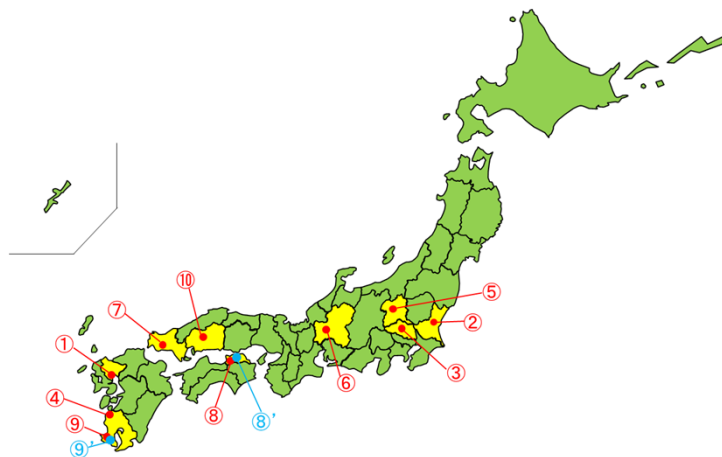
配合飼料価格の高止まりへの対応とともに、国産飼料の生産・利用拡大を推進

- 配合飼料価格の上昇による畜産経営への影響を緩和する措置である「配合飼料価格安定制度」について、2023年度第1四半期以降の対策として、配合飼料価格が長期にわたって高騰した後の高止まりに対して、飼料コストの急増を段階的に抑制する措置を新たに実施
- 国産飼料の生産・利用拡大のため、耕畜連携、飼料生産組織の規模拡大、中山間地での地域ぐるみの取組、独立行政法人家畜改良センターでの国内育成品種の供給能力強化、広域流通体制の構築、飼料増産に必要な施設整備等を支援

高病原性鳥インフルエンザや豚熱の発生予防・まん延防止に向け、飼養衛生管理の強化等を推進

- 高病原性鳥インフルエンザは、2022年シーズンにおいては、過去最大となる26道県84事例が発生し、およそ1,771万羽が殺処分対象。鶏卵の価格高騰や欠品が生じるまでの影響
- 2023年シーズンにおいては、2023年11月に佐賀県で高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されて以降、2024年3月末時点で9県10事例が確認され、約79万3千羽が殺処分の対象
- 発生予防・まん延防止の徹底や監視体制の強化を実施するとともに、「農場の分割管理」と呼ばれる取組の活用を推進
- 2018年に26年ぶりに国内で豚熱が確認されて以降、2024年3月末時点で20都県の豚又はイノシシの飼養農場等において90例の発生が確認。2023年度は、養豚の主要産地である九州地方でも豚熱の感染事例が確認
- 豚熱のまん延防止を図るため、国・地方公共団体・生産者団体・農家等が一体となり、農場における飼養衛生管理の強化やワクチン接種、野生イノシシの捕獲・検査等の取組を推進
- アフリカ豚熱等の越境性動物疾病の侵入・まん延リスク増加に対応した水際対策の強化や、万が一の野生イノシシの感染に備えた死体処理等の防疫体制の構築を進めるするとともに、植物の病害虫の侵入・まん延を防止するための対応を実施

高病原性鳥インフルエンザの発生状況(2023年シーズン)



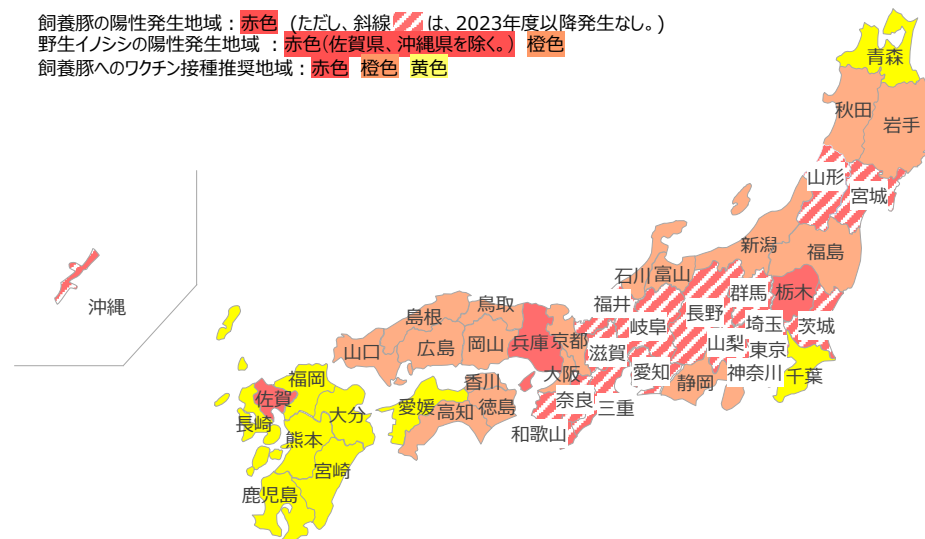
資料：農林水産省作成

注：1) 2024年3月末時点の発生状況

2) 数字は発生の順を示す。赤字数字は2023年シーズンにおける家きんでの発生農場。青字数字は赤字数字と同じ発生農場からの家きんの移動等から疑似患畜と判定し殺処分を行った農場等

豚熱の発生状況

飼養豚の陽性発生地域：赤色（ただし、斜線は、2023年度以降発生なし。）
野生イノシシの陽性発生地域：赤色（佐賀県、沖縄県を除く。） 橙色
飼養豚へのワクチン接種推奨地域：赤色 橙色 黄色



資料：農林水産省作成

注：2024年3月末時点の発生状況



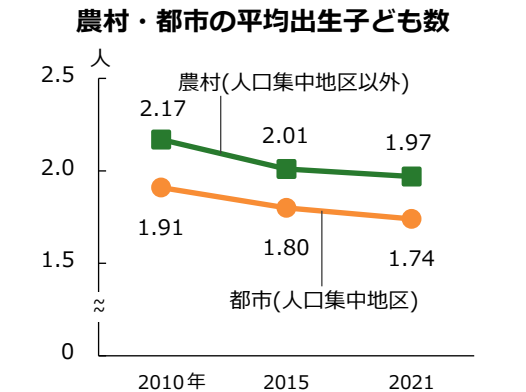
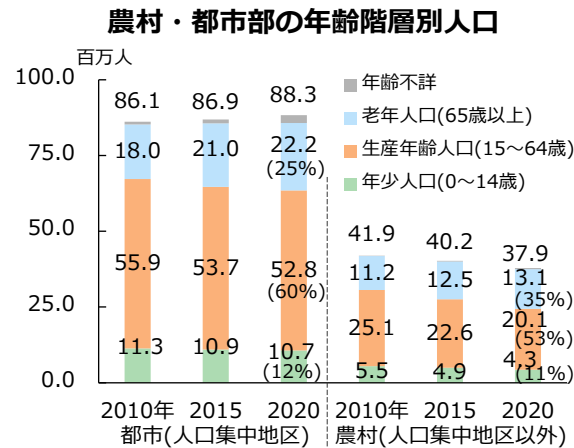
第4章

農村の振興

第4章 農村の振興

農村において人口減少と高齢化が並行して進行。農業集落の小規模化が進行

- 農村では人口減少と高齢化が並行して進行。2020年の人口は、2015年に比べ都市で1.6%増加したのに対して、農村では5.9%減少
- 総戸数が9戸以下の小規模な農業集落の割合は、2020年は、2010年に比べ1.2ポイント増加し7.8%となるなど、農業集落の小規模化が進行
- 集落機能の維持はその地域の農地保全や農業生産活動の継続にも影響。農村における労働人口の確保やコミュニティ機能の維持は重要な課題
- 一方、農村では、夫婦の平均出生子ども数が、都市を上回る状況



関係府省による地方移住促進施策により、将来的な農村の活動を支える主体となり得る人材の確保を推進

- 地方暮らしやUターンを希望する人のための移住相談を行っている認定NPO法人ふるさと回帰支援センターへの相談件数は、近年増加傾向で推移
- 関係府省による地方移住促進施策により、将来的な農村の活動を支える主体となり得る人材の確保を推進
- ワークেশンの受入に必要な施設改修、環境整備等について、農泊地域での取組を支援
- 「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けて、中山間地域等におけるデジタル技術の導入・定着を推進する取組や情報通信環境の整備等を支援

移住促進の事例



「東シナ海の小さな島ブランド株式会社」は、島の日常の魅力を発信し、地域活性化や移住促進の取組を展開(鹿児島県)
資料：東シナ海の小さな島ブランド株式会社

6次産業化の取組を発展させ、「農山漁村発イノベーション」を推進

- 従来の6次産業化の取組を発展させ、農林水産物や農林水産業に関わる多様な資源を活用し、他分野と組み合わせ付加価値を創出する「農山漁村発イノベーション」を推進。農林漁業者や地元企業等多様な主体の連携を促しつつ、ソフト支援、ハード支援、専門家派遣等の伴走支援等を実施
- 6次産業化に取り組む農業者等による加工・直売等の農業生産関連事業の2022年度の年間総販売(売上)金額は、前年度に比べ1,099億円増加し2兆1,765億円

農山漁村発イノベーションの事例

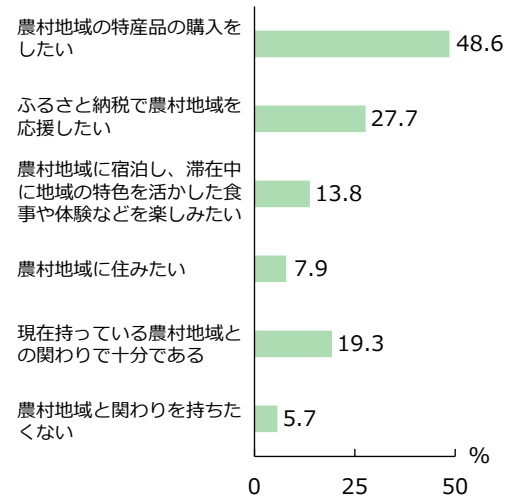


株式会社エーゼログループは、木材加工品製造の過程で発生する木くずを活用した完熟いちご栽培のほか、観光農園、カフェ経営やジビエの加工・販売等の他分野と組み合わせ付加価値を向上させる多様な事業を展開(岡山県)
資料：株式会社エーゼログループ

農村関係人口の創出・拡大や関係の深化を図る取組を推進。「半農半X」の取組が広がり

- 農村関係人口については、「農山漁村への関心」や「農山漁村への関与」の強弱に応じて多様な形があると考えられ、段階を追って徐々に農山漁村への関わりを深めていくことで、農山漁村の新たな担い手へとスムーズに移行していくことが期待
- 2023年9～10月に実施した世論調査によると、今後の農村地域との関わりの持ち方として、農村地域の特産品の購入をあげた人が約5割
- 農山漁村での子供の農林漁業体験、宿泊体験を後押しする「子ども農山漁村交流プロジェクト」を推進
- 都市から農村に移住し農業と別の仕事を組み合わせた「半農半X」の取組が広がり。半農半Xを実践する者等の増加に向けた方策として、人口急減地域特定地域づくり推進法の仕組みの活用を関係府省と連携しながら推進

今後の農村地域との関わり (上位6位まで)



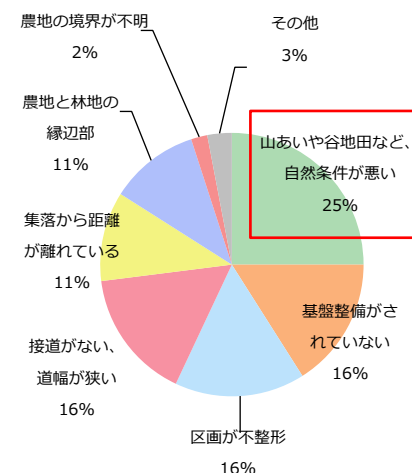
いもほりオーナー制度の
さつまいも収穫体験
資料：一般財団法人明日香村地域振興公社

資料：内閣府「食料・農業・農村の役割に関する世論調査」
(2024年2月公表)

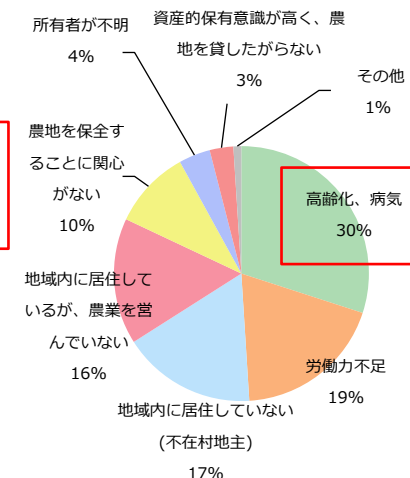
圃場が未整備の農地や土地条件が悪い農地を中心に、荒廃農地が発生

- 荒廃農地の面積は近年おおむね横ばい傾向で推移。2022年は前年と比べて0.6万ha減少し25.3万ha。このうち再生利用が可能な農地は9.0万ha、再生が困難と見込まれる農地は16.3万ha
- 2021年に実施した調査によると、荒廃農地の発生原因について、土地の条件に着目した要因としては、「山あいや谷地田など、自然条件が悪い」の割合が25%で最多。また、所有者に着目した要因としては「高齢化、病気」の割合が30%で最多
- 荒廃農地の発生防止に向けて、地域計画策定の推進、農地の受け手の確保、農地バンクを活用した農地の集積・集約化等により、農地の効率的かつ総合的な利用を推進。さらに、日本型直接支払制度による営農の下支え、粗放的な利用による農地の維持・保全等総合的な取組を実施
- 荒廃農地の解消に向けて、農業委員会による所有者への利用の働き掛けとともに、荒廃農地の解消事例を広く周知

荒廃農地 の発生原因(土地)



荒廃農地の発生原因(所有者)



資料：農林水産省「荒廃農地対策に関する実態調査」を基に作成

注：2021年1月に実施した全市町村を対象とした調査で、回収率は96%

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、日本型直接支払制度を実施

- 農村では人口減少や高齢化が進行する中、地域の共同活動や農業生産活動等の継続が困難となり、多面的機能の発揮や末端農業インフラの維持が困難となることが懸念
- 農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度、環境保全型農業直接支払制度の三つから構成される日本型直接支払制度を実施

中山間地域の農業や都市農業の振興を推進

- 中山間地域は、食料生産の場として重要な役割を担う一方、傾斜地等の条件不利性や、高齢化・人口減少、担い手不足といった厳しい状況に置かれており、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を推進していく必要
- 米、野菜、果樹等の作物の栽培や畜産、林業も含めた多様な経営の組合せにより所得を確保する複合経営を推進
- 地域資源やデジタル技術を活用し、地域の活性化を図る「デジ活」中山間地域について、2023年度は55地域を登録
- 都市農業は、新鮮な農産物の供給や農業体験等において重要な役割。2022年の生産緑地地区の農地面積は前年並みの1.2万ha

中山間地域における複合経営の事例



高原の豊かな自然が広がる中山間地にて減農薬のぶどうや水稻等の複合経営を実施(長野県)
資料：有限会社ウッドベルファーム

集落機能を補完する農村型地域運営組織(農村RMO)の形成を推進

- 複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組等を行う組織である農村型地域運営組織(農村RMO)の形成が重要
- 農村RMOを目指す団体等が行う農用地保全、地域資源の活用、生活支援に係る将来ビジョンの策定、ビジョンに基づく調査、計画作成、実証事業等の取組を支援
- また、地方公共団体や農協、NPO法人等から構成される都道府県単位の支援チームや、全国プラットフォームの構築を支援し、農村RMOの形成を後押し

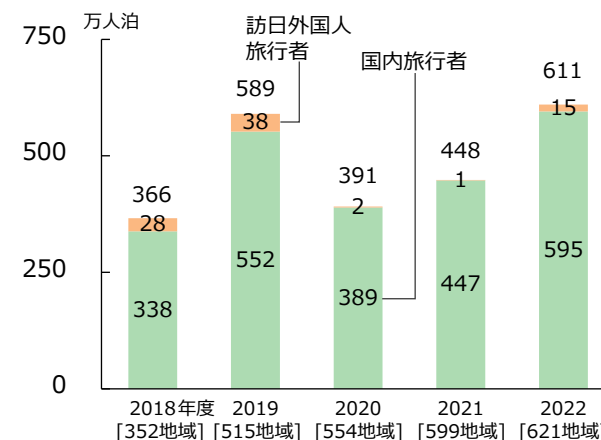
農村型地域運営組織(農村RMO)の形成に向けた推進体制



地域資源を活かした様々な観光コンテンツの開発を支援し、農泊を推進

- 農泊は、農山漁村ならではの地域資源を活用した様々な観光コンテンツを提供し、農山漁村への長時間の滞在と消費を促すことにより、農山漁村における「しごと」を作り出し、持続的な収益を確保して地域に雇用を生み出すとともに、農山漁村への移住・定住も見据えた関係人口の創出の入口とすることを狙いとしている。
- 2022年度における農泊地域の延べ宿泊者数は、前年度に比べ163万人泊増加し611万人泊
- 政府の観光立国推進基本計画において、農泊地域での年間延べ宿泊者数を2025年度までに700万人泊とすることを位置付け
- 2023年6月に、農泊推進のあり方検討会において、「新規来訪者の獲得」、「来訪1回当たり平均泊数の延長」、「来訪者のリピーター化」を目指す、農泊推進の取組の方向性を取りまとめた「農泊推進実行計画」を策定

農泊地域の延べ宿泊者数



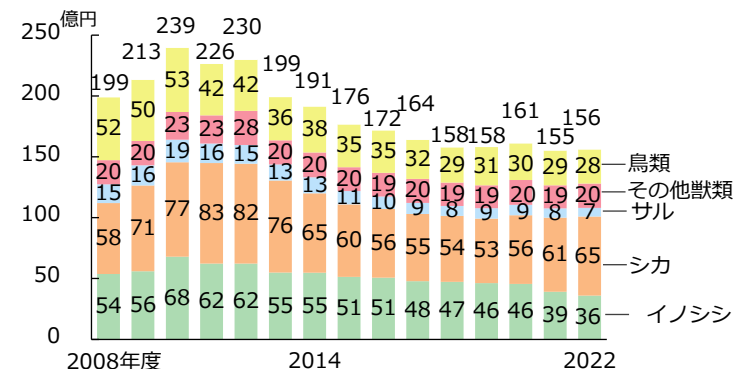
資料：農林水産省作成

注：[]内は、各年度までに採択した農泊地域数

鳥獣被害の防止やジビエの利活用等の取組を促進

- シカやイノシシ、サル等の野生鳥獣による農作物被害額については、2010年度の239億円をピークに減少したものの、2022年度は前年度に比べ5千万円増加し156億円となり、依然として深刻な状況
- 野生鳥獣による農作物被害は、営農意欲の減退をもたらし、耕作放棄地や離農の要因になるなど、農山村に深刻な影響
- 鳥獣被害防止特措法の下、広域的な捕獲の推進等の取組を支援。また、シカの生息頭数が増えている地域等を対象に早急にシカの生息頭数を大きく減らすための捕獲対策を総合的に支援。農業現場におけるクマ類の出没や人身被害防止等に対する注意喚起を実施
- ジビエについては、プロモーションやハンター向け研修等を実施

野生鳥獣による農作物被害額



資料：農林水産省作成



第5章

災害からの復旧・復興や
防災・減災、国土強靱化等

第5章 災害からの復旧・復興や防災・減災、国土強靱化等

東日本大震災からの農地・農業用施設等の復旧を引き続き推進

- 東日本大震災による農業関係の被害額は9,644億円、農林水産関係の合計では2兆4,436億円
- 地震・津波災害からの復旧対象農地1万9,640haのうち、2024年3月末時点で1万8,870haの農地で営農再開が可能
- 岩手県、宮城県、福島県の3県では地震・津波からの農地の復旧に合わせた圃場の大区画化の取組が進展

震災復興の事例

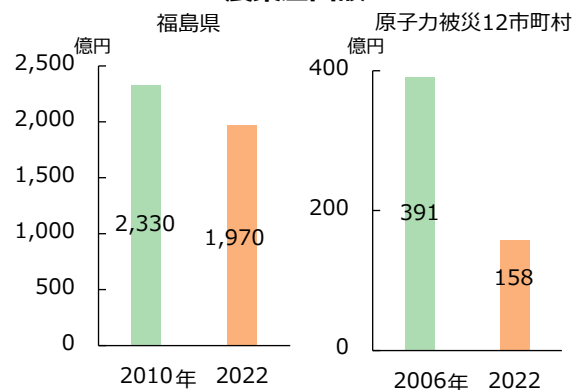


農事組合法人広田半島及び広田半島営農組合では、水田の大区画化や機械化のほか、地域農産物等を材料とした加工品の開発・販売に取り組み多角的な経営を展開(岩手県)
資料：広田半島営農組合

原子力災害被災地域では、営農再開、風評払拭等について、依然として取り組むべき課題が存在

- 原子力被災12市町村における営農再開農地面積は2022年度末時点で前年度に比べ645ha増加し8,015ha。一方で、帰還困難区域がある市町村の営農再開に遅れ
- 2022年の福島県全体の農業産出額は震災前の約8割まで回復している一方、原子力被災12市町村の農業産出額は約4割の回復にとどまる。
- 営農再開に向け、地域外も含めた担い手の確保や担い手とのマッチングが課題
- 放射性物質を理由に福島県産品の購入をためらう人の割合は減少傾向で推移し、2024年は4.9%
- 福島県ならではのブランドの確立と産地競争力の強化、国内外の販売促進等の総合的な支援を実施

震災前と比較した原子力被災12市町村の農業産出額



資料：農林水産省「生産農業所得統計」、「令和4年市町村別農業産出額(推計)」を基に作成

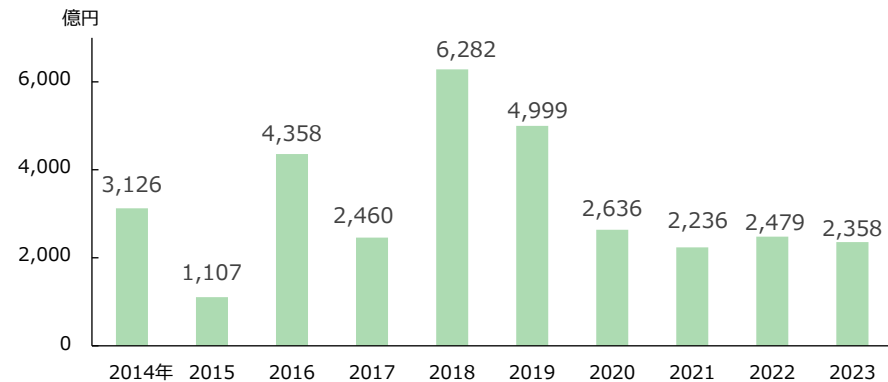


福島県富岡町のたまねぎ生産者と意見交換を行う農林水産大臣政務官

2023年に発生した主な自然災害による農林水産関係被害額は2024年3月末時点で2,358億円

- 近年では毎年のように日本各地で大規模な自然災害が発生。災害により我が国の農林水産業では農作物や農地・農業用施設等に甚大な被害が発生
- 「令和2年7月豪雨」、「令和3年7月から8月の大雨」等からの復旧・復興を推進
- 2023年においては、「令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号」や「令和5年6月29日から大雨」、「令和5年7月15日から大雨」、「令和5年台風第7号」等により被害が発生。2023年の農林水産関係の被害額は2024年3月末時点で2,358億円
- 「令和5年5月5日の地震による災害」や「令和5年5月28日から7月20日までの間の豪雨及び暴風雨による災害」、「令和5年8月12日から同月17日までの間の暴風雨による災害」、「令和5年9月4日から同月9日までの間の豪雨及び暴風雨による災害」については、激甚災害指定により、農地・農業用施設等の災害復旧事業について地方公共団体や被災農業者等の負担を軽減

過去10年の農林水産関係の自然災害による被害額



資料：農林水産省作成

注：2023年の被害額は、2024年3月末時点の数値

自然災害からの復旧・復興の事例



筑前あさくら農業協同組合は、農業ボランティアによる「平成29年7月九州北部豪雨」被害からの営農再開を後押し(福岡県)
資料：筑前あさくら農業協同組合



里見梨シードル研究会は、「令和4年5月からの雹害」を受けた梨を醸造酒の原料として活用(群馬県)
資料：里見梨シードル研究会

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく対策を推進

- 2023年6月に改正国土強靱化基本法が成立・施行。同年7月には、新たな「国土強靱化基本計画」を策定。同計画では、国土強靱化にデジタルと地域力を最大限活かしていく方針
- 農林水産省では、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、流域治水対策(農業水利施設の整備、水田の貯留機能向上、海岸の整備)、防災重点農業用ため池の防災・減災対策、農業水利施設等の老朽化、豪雨・地震対策、卸売市場の防災・減災対策、園芸産地事業継続対策等の取組を推進

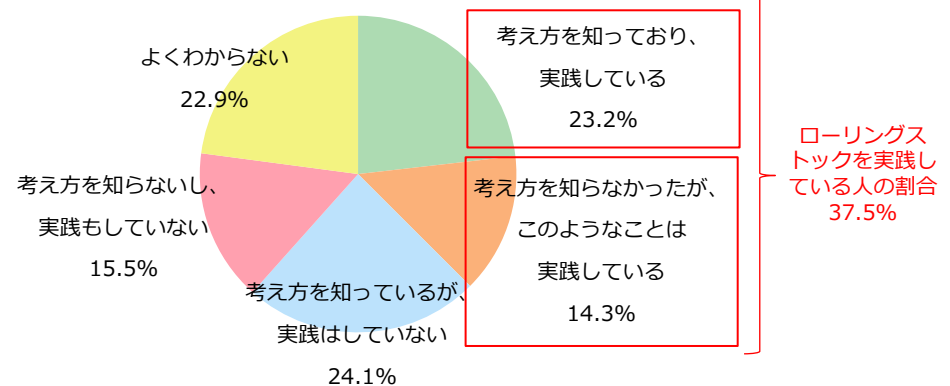


高上げ工事前後のため池堤体
資料：茨城県

災害への備えとして、国民一人一人が、日頃から食料や飲料水等を備蓄しておくことが重要

- 農業者自身が行う自然災害への備えとして、農業保険への加入を推進。園芸施設共済、収入保険への加入促進を重点的に実施。2022年度の園芸施設共済の加入率は、前年度に比べ上昇し73.8%。併せて農業版BCP(事業継続計画)の普及を推進
- 2023年3月に公表した調査では、約4割が「食品の備蓄を行っていない」と回答。また、ローリングストックを実践している人の割合は約4割。災害時に備えて、食品の家庭備蓄の定着に向けた取組を推進

ローリングストックの実施状況



資料：農林水産省「食生活・ライフスタイル調査～令和4年度～」

令和 6 年度 食料・農業・農村施策

令和6年度 食料・農業・農村施策

動向の
対応節

概説	
1 施策の重点	
2 財政措置	
3 立法措置	
4 税制上の措置	
5 金融措置	
I 食料自給率の向上等に向けた施策	
1 食料自給率の向上等に向けた取組	
(1) 食料消費	
ア 消費者と食と農とのつながりの深化	第1章第8節
イ 国産農産物の消費拡大の促進	第1章第5節
ウ 食品産業との連携	第1章第6節
(2) 農業生産	
ア 国内外の需要の変化に対応した生産・供給	第3章第7節
イ 国内農業の生産基盤の強化	第1章第2節
2 主要品目ごとの生産努力目標の実現に向けた施策	
(1) 米	
ア 需要に応じた米の生産・販売の推進	第3章第7節
イ コメ・コメ加工品の輸出拡大	第1章第7節
(2) 麦	第3章第7節
(3) 大豆	第3章第7節
(4) かんしょ・ばれいしょ	第3章第1節
(5) 野菜	第3章第7節
(6) 果樹	第3章第7節
(7) 甘味資源作物	第3章第1節
(8) 茶	第3章第1節
(9) 畜産物	第3章第7節
(10) 飼料作物等	第3章第10節

	動向の 対応節
Ⅱ 食料安全保障の確保に関する施策	
1 新たな価値の創出による需要の開拓	
（１）新たな市場創出に向けた取組	第1章第6節
（２）需要に応じた新たなバリューチェーンの創出	第4章第2節
（３）食品産業の競争力の強化	
ア 食品流通の合理化等	第1章第6節
イ 労働力不足への対応	第2章第4節
ウ 規格・認証の活用	第1章第6節
（４）食品ロス等を始めとする環境問題への対応	
ア 食品ロスの削減	第2章第4節
イ 食品産業分野におけるプラスチックごみ問題への対応	第2章第4節
ウ 気候変動リスクへの対応	第2章第4節
2 グローバルマーケットの戦略的な開拓	
（１）農林水産物・食品の輸出促進	
ア 輸出阻害要因の解消等による輸出環境の整備	第1章第7節
イ 海外への商流構築、プロモーションの促進	第1章第7節
ウ 食産業の海外展開の促進	第1章第7節
（２）知的財産等の保護・活用	第3章第9節
3 消費者と食・農とのつながりの深化	
（１）食育や地産地消の推進と国産農産物の消費拡大	第1章第8節
（２）和食文化の保護・継承	第1章第8節
（３）消費者と生産者の関係強化	第1章第8節
4 国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保	
（１）科学の進展等を踏まえた食品の安全確保の取組の強化	
ア 生産段階における取組	第1章第9節
イ 製造段階における取組	第1章第9節
ウ 輸入に関する取組	第1章第9節
（２）食品表示情報の充実や適切な表示等を通じた食品に対する消費者の信頼の確保	
ア 食品表示の適正化等	第1章第9節
イ 食品トレーサビリティの普及啓発	第1章第9節
ウ 消費者への情報提供等	第1章第9節

	動向の 対応節
5 食料供給のリスクを見据えた総合的な食料安全保障の確立	
（１）食料の安定供給の確保に向けた構造転換	第1章第3節
（２）不測時に備えた平素からの取組	第1章第3節
（３）国際的な食料需給の把握、分析	第1章第2節
（４）輸入穀物等の安定的な確保	
ア 輸入穀物の安定供給の確保	第1章第3節
イ 港湾の機能強化	第1章第3節
ウ 遺伝資源の収集・保存・提供機能の強化	第1章第3節
エ 肥料の供給の安定化	第3章第10節
（５）国際協力の推進	
ア 世界の食料安全保障に係る国際会議への参画等	第1章第10節
イ 飢餓、貧困、栄養不良への対策	第1章第10節
ウ アフリカへの農業協力	第1章第10節
エ ウクライナ支援	第1章第10節
オ 東アジア地域における取組の強化	第1章第10節
（６）動植物防疫措置の強化	第3章第11節
6 円滑な食品アクセスの確保と合理的な価格の形成に向けた対応	
（１）円滑な食品アクセスの確保に向けた対応	第1章第4節
（２）合理的な価格の形成に向けた対応	第1章第4節
7 TPP等新たな国際環境への対応、今後の国際交渉への戦略的な対応	第1章第10節
Ⅲ 環境と調和のとれた食料システムの確立に関する施策	
1 みどりの食料システム戦略の推進	
（１）みどり戦略の実現に向けた施策の展開	第2章第1節
（２）みどり戦略の実現に向けた技術開発の推進	第2章第1節
（３）有機農業の更なる推進	第2章第1節
（４）農業の自然循環機能の維持増進とコミュニケーション	第2章第4節
（５）農村におけるSDGsの達成に向けた取組の推進	第2章第3節

	動向の 対応節
2 気候変動への対応等環境政策の推進	
（１）気候変動や越境性動物疾病等の地球規模の課題への対策	
ア 気候変動対策	第2章第2節
イ 越境性動物疾病対策	第3章第11節
（２）気候変動に対する緩和・適応策の推進	第2章第2節
（３）生物多様性の保全及び利用	第2章第2節
（４）土づくりの推進と農業分野におけるプラスチックごみ問題への対応	第2章第1節
Ⅳ 農業の持続的な発展に関する施策	
1 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保	
（１）認定農業者制度や法人化等を通じた経営発展の後押し	
ア 担い手への重点的な支援の実施	第3章第2節
イ 農業経営の法人化の加速と経営基盤の強化	第3章第2節
ウ 青色申告の推進	第3章第2節
（２）経営継承や新規就農、人材の育成・確保等	
ア 次世代の担い手への円滑な経営継承	第3章第2節
イ 農業を支える人材の育成のための農業教育の充実	第3章第2節
ウ 青年層の新規就農と定着促進	第3章第2節
エ 女性が能力を発揮できる環境整備	第3章第2節
オ 企業の農業参入	第3章第5節
2 農業現場を支える多様な人材や主体の活躍	
（１）中小・家族経営等多様な経営体による地域の下支え	第3章第3節
（２）次世代型の農業支援サービスの定着	第3章第8節
（３）多様な人材が活躍できる農業の「働き方改革」の推進	第3章第3節
3 担い手等への農地集積・集約化と農地の確保	
（１）担い手への農地集積・集約化の加速化	第3章第5節
（２）荒廃農地の発生防止・解消、農地転用許可制度等の適切な運用	第4章第6節
4 農業経営の安定化に向けた取組の推進	
（１）収入保険の普及促進・利用拡大	第3章第4節
（２）経営所得安定対策等の着実な実施	第3章第4節

	動向の 対応節
5 農業の成長産業化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備	
（１）農業の成長産業化に向けた農業生産基盤整備	第3章第6節
（２）農業水利施設の戦略的な保全管理	第3章第6節
（３）農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策	第3章第6節
（４）農業・農村の構造の変化等を踏まえた土地改良区の体制強化	第3章第12節
6 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化	
（１）肉用牛・酪農の生産拡大等畜産の競争力強化	
ア 生産基盤の強化	第3章第7節
イ 生産基盤強化を支える環境整備	
（ア）家畜排せつ物の肥料利用促進、飼料の安定生産	第3章第10節
（イ）家畜遺伝資源の管理・保護等	第3章第9節
（ウ）畜舎建築利用計画の認定制度の円滑な運用	第3章第7節
（２）新たな需要に応える園芸作物等の生産体制の強化	
ア 野菜	第3章第7節
イ 果樹	第3章第7節
ウ 花き	第3章第1節
エ 茶、甘味資源作物等の地域特産物	第3章第1節
（３）米政策改革の着実な推進と水田における高収益作物等への転換	
ア 消費者・実需者の需要に応じた多様な米の安定供給	第3章第7節
イ 麦・大豆	第3章第7節
ウ 高収益作物への転換	第3章第7節
エ 米粉用米・飼料用米	第3章第7節
オ 米・麦・大豆等の流通	第3章第7節
（４）農業生産工程管理の推進と効果的な農作業安全対策の展開	
ア 農業生産工程管理の推進	第3章第7節
イ 農作業等安全対策の展開	第3章第7節
（５）良質かつ低廉な農業資材の供給や農産物の生産・流通・加工の合理化	第3章第7節

	動向の 対応節
7 情報通信技術等の活用による農業生産・流通現場のイノベーションの促進	
（１）スマート農業の加速化等農業現場でのデジタル技術の利活用の推進	第3章第8節
（２）農業施策の展開におけるデジタル化の推進	第3章第8節
（３）イノベーション創出・技術開発の推進	
ア 研究開発の推進	第3章第8節
イ 国際農林水産業研究の推進	第2章第1節
ウ 科学に基づく食品安全、動物衛生、植物防疫等の施策に必要な研究の更なる推進	第3章第11節
エ 戦略的な研究開発を推進するための環境整備	第3章第8節
オ 開発技術の迅速な普及・定着	第3章第8節
V 農村の振興に関する施策	
1 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保	
（１）中山間地域等の特性を活かした複合経営等の多様な農業経営の推進	第4章第6節
（２）地域資源の発掘・磨き上げと他分野との組合せ等を通じた所得と雇用機会の確保	
ア 農村発イノベーションを始めとした地域資源の高付加価値化の推進	第4章第2節
イ 農泊の推進	第4章第2節
ウ ジビエ利活用の拡大	第4章第7節
エ 農福連携の推進	第4章第2節
オ 農村への農業関連産業の導入等	第4章第2節
（３）地域経済循環の拡大	
ア バイオマス・再生可能エネルギーの導入、地域内活用	第2章第3節
イ 農畜産物や加工品の地域内消費	第1章第8節
ウ 農村におけるSDGsの達成に向けた取組の推進	第2章第3節
（４）多様な機能を有する都市農業の推進	第4章第6節

	動向の 対応節
2 中山間地域等を始めとする農村に人が住み続けるための条件整備	
(1) 地域コミュニティ機能の維持や強化	
ア 世代を超えた人々による地域のビジョンづくり	第4章第6節
イ 「小さな拠点」の形成の推進	第4章第1節
ウ 地域コミュニティ機能の形成のための場づくり	第4章第3節
(2) 多面的機能の発揮の促進	
ア 多面的機能支払制度	第4章第5節
イ 中山間地域等直接支払制度	第4章第6節
ウ 環境保全型農業直接支払制度	第2章第1節
(3) 生活インフラ等の確保	
ア 住居、情報基盤、交通等の生活インフラ等の確保	第4章第3節
イ 定住条件整備のための総合的な支援	第4章第3節
(4) 鳥獣被害対策等の推進	第4章第7節
3 農村を支える新たな動きや活力の創出	
(1) 地域を支える体制及び人材づくり	
ア 地域運営組織の形成等を通じた地域を持続的に支える体制づくり	第4章第3節
イ 地域内の人材の育成及び確保	第4章第4節
ウ 関係人口の創出・拡大や関係の深化を通じた地域の支えとなる人材の裾野の拡大	第4章第4節
エ 多様な人材の活躍による地域課題の解決	第4章第4節
(2) 農村の魅力の発信	
ア 副業・兼業等の多様なライフスタイルの提示	第4章第1節
イ 棚田地域の振興と魅力の発信	第4章第4節
ウ 様々な特色ある地域の魅力の発信	第4章第4節
(3) 多面的機能に関する国民の理解の促進等	第4章第5節
4 農村振興施策を継続的に進めるための関係府省で連携した仕組みづくり	第4章第4節

	動向の 対応節
Ⅵ 東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害への対応に関する施策	
1 東日本大震災からの復旧・復興	
(1) 地震・津波災害からの復旧・復興	第5章第1節
(2) 原子力災害からの復旧・復興	第5章第1節
2 大規模自然災害への備え	
(1) 災害に備える農業経営の取組の全国展開等	第5章第3節
(2) 異常気象等のリスクを軽減する技術の確立・普及	第2章第2節
(3) 農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策	第5章第3節
(4) 初動対応を始めとした災害対応体制の強化	第5章第3節
(5) 不測時における食料安定供給のための備えの強化	
ア 食品産業事業者等の対応	第5章第3節
イ 米、小麦、飼料穀物の備蓄	第1章第3節
ウ 食品の家庭備蓄	第5章第3節
3 大規模自然災害からの復旧	第5章第2節
Ⅶ 団体に関する施策	
ア 農業協同組合系統組織	第3章第12節
イ 農業委員会系統組織	第3章第12節
ウ 農業共済団体	第3章第12節
エ 土地改良区	第3章第12節
Ⅷ 食と農に関する国民運動の展開等を通じた国民的合意の形成に関する施策	
	第1章第8節
Ⅸ 食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項	
1 国民視点や地域の実態に即した施策の展開	
2 EBPMと施策の進捗管理及び評価の推進	
3 効果的かつ効率的な施策の推進体制	
4 行政のデジタルトランスフォーメーションの推進	第3章第8節
5 幅広い関係者の参画と関係府省の連携による施策の推進	
6 SDGsに貢献する環境に配慮した施策の展開	第2章第1節
7 財政措置の効率的かつ重点的な運用	

(参考) 動向の各節に対応する施策

第 1 章 食料安全保障の確保	
1 食料自給率と食料自給力指標	
2 国際的な食料需給と我が国における食料供給の状況	I 1(2)イ、II 5(3)
3 食料供給のリスクを見据えた総合的な食料安全保障の確立	II 5(1)、II 5(2)、II 5(4)ア、II 5(4)イ、II 5(4)ウ、VI 2(5)イ
4 円滑な食品アクセスの確保と合理的な価格の形成に向けた対応	II 6(1)、II 6(2)
5 食料消費の動向	I 1(1)イ
6 新たな価値の創出による需要の開拓	I 1(1)ウ、II 1(1)、II 1(3)ア、II 1(3)ウ
7 グローバルマーケットの戦略的な開拓	I 2(1)イ、II 2(1)ア、II 2(1)イ、II 2(1)ウ
8 消費者と食・農とのつながりの深化	I 1(1)ア、II 3(1)、II 3(2)、II 3(3)、V 1(3)イ、VIII
9 国際的な動向に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保	II 4(1)ア、II 4(1)イ、II 4(1)ウ、II 4(2)ア、II 4(2)イ、II 4(2)ウ
10 国際交渉への対応と国際協力の推進	II 5(5)ア、II 5(5)イ、II 5(5)ウ、II 5(5)エ、II 5(5)オ、II 7

第 2 章 環境と調和のとれた食料システムの確立	
1 みどりの食料システム戦略の推進	III 1(1)、III 1(2)、III 1(3)、III 2(4)、IV 7(3)イ、V 2(2)ウ、IX 6
2 気候変動への対応等の環境政策の推進	III 2(1)ア、III 2(2)、III 2(3)、VI 2(2)
3 バイオマスや再生可能エネルギーの利活用の推進	III 1(5)、V 1(3)ア、V 1(3)ウ
4 持続可能な食品産業への転換と消費者の理解醸成の促進	II 1(3)イ、II 1(4)ア、II 1(4)イ、II 1(4)ウ、III 1(4)

第 3 章 農業の持続的な発展	
1 農業生産の動向	I 2(4)、I 2(7)、I 2(8)、IV 6(2)ウ、IV 6(2)エ
2 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保	IV 1(1)ア、IV 1(1)イ、IV 1(1)ウ、IV 1(2)ア、IV 1(2)イ、IV 1(2)ウ、IV 1(2)エ
3 生産現場を支える多様な農業人材や主体の活躍	IV 2(1)、IV 2(3)
4 農業経営の安定化に向けた取組の推進	IV 4(1)、IV 4(2)
5 担い手への農地集積・集約化と農地の確保	IV 1(2)オ、IV 3(1)
6 農業の成長産業化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備	IV 5(1)、IV 5(2)、IV 5(3)
7 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化	I 1(2)ア、I 2(1)ア、I 2(2)、I 2(3)、I 2(5)、I 2(6)、I 2(9)、IV 6(1)ア、IV 6(1)イ(ウ)、IV 6(2)ア、IV 6(2)イ、IV 6(3)ア、IV 6(3)イ、IV 6(3)ウ、IV 6(3)エ、IV 6(3)オ、IV 6(4)ア、IV 6(4)イ、IV 6(5)
8 スマート農業技術等の活用による生産・流通現場のイノベーションの促進	IV 2(2)、IV 7(1)、IV 7(2)、IV 7(3)ア、IV 7(3)エ、IV 7(3)オ、IX 4
9 知的財産の保護・活用の推進	II 2(2)、IV 6(1)イ(イ)
10 農業生産資材の安定確保と国産化の推進	I 2(10)、II 5(4)エ、IV 6(1)イ(ア)
11 動植物防疫措置の強化	II 5(6)、III 2(1)イ、IV 7(3)ウ
12 農業を支える農業関連団体	IV 5(4)、VII ア、VII イ、VII ウ、VII エ

第 4 章 農村の振興	
1 農村人口の動向と地方への移住の促進	V2(1)イ、V3(2)ア
2 農村における所得と雇用機会の確保	II1(2)、V1(2)ア、V1(2)イ、V1(2)エ、V1(2)オ
3 農村に人が住み続けるための条件整備	V2(1)ウ、V2(3)ア、V2(3)イ、V3(1)ア
4 農村を支える新たな動きや活力の創出	V3(1)イ、V3(1)ウ、V3(1)エ、V3(2)イ、V3(2)ウ、V4
5 多面的機能の発揮と末端農業インフラの保全管理	V2(2)ア、V3(3)
6 中山間地域の農業の振興と都市農業の推進	IV3(2)、V1(1)、V1(4)、V2(1)ア、V2(2)イ
7 鳥獣被害対策とジビエ利活用の促進	V1(2)ウ、V2(4)

第 5 章 災害からの復旧・復興や防災・減災、国土強靱化等	
1 東日本大震災からの復旧・復興	VI1(1)、VI1(2)
2 大規模自然災害からの復旧・復興	VI3
3 防災・減災、国土強靱化と大規模自然災害への備え	VI2(1)、VI2(3)、VI2(4)、VI2(5)ア、VI2(5)ウ

- 本資料については、特に断りがない限り、令和6年3月末時点で把握可能な情報を基に記載しています。
- 本資料に記載した数値は、原則として四捨五入しており、合計等とは一致しない場合があります。
- 本資料に記載した地図は、必ずしも、我が国の領土を包括的に示すものではありません。